

御宿町告示第 3 1 号

御宿町議会第 3 回定例会を次のとおり招集する。

平成 2 0 年 9 月 1 2 日

御宿町長 井 上 七 郎

記

1 . 期 日 平成 2 0 年 9 月 1 8 日

1 . 場 所 御宿町役場議場

平成20年御宿町議会第3回定例会

議事日程（第1号）

平成20年9月18日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成19年度健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成19年度資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度御宿町老人保健特別会計補正予算第2号）
- 日程第 6 議案第 2号 御宿小学校校舎及び屋内運動場耐震補強・大規模改修工事請負契約締結事項中変更について議決を求める件
- 日程第 7 議案第 3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 6号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 7号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第 8号 平成20年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第 9号 平成20年度御宿町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第10号 平成19年度御宿町水道事業決算の認定について
- 日程第15 議案第11号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第12号 平成19年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

て

日程第 17 議案第 13 号 平成 19 年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 議案第 14 号 平成 19 年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 発議第 1 号 御宿町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 20 発議第 2 号 御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 21 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 松 崎 啓 二 君	2 番 白 鳥 時 忠 君
3 番 川 城 達 也 君	4 番 新 井 明 君
5 番 石 井 芳 清 君	6 番 伊 藤 博 明 君
7 番 小 川 征 君	8 番 中 村 俊 六 郎 君
9 番 式 田 孝 夫 君	10 番 貝 塚 嘉 軼 君
11 番 石 田 義 廣 君	12 番 瀧 口 義 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 井 上 七 郎 君	教 育 長 佐 藤 和 己 君
総 務 課 長 氏 原 憲 二 君	企 画 財 政 課 長 木 原 政 吉 君
産 業 観 光 課 長 藤 原 勇 君	税 務 住 民 課 長 岩 瀬 由 紀 夫 君
建 設 環 境 課 長 米 本 清 司 君	保 健 福 祉 課 長 瀧 口 和 廣 君
教 育 課 長 田 中 と よ 子 君	会 計 室 長 渡 辺 晴 久 君
代 表 監 査 委 員 綱 島 勝 君	

事務局職員出席者

事務局長 多賀孝雄君 主 事 山口ゆう子君

開会の宣告

議長（新井 明君） おはようございます。

本日、平成20年第3回定例会が招集されました。

本日の出席者は12人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島 勝代表監査委員に出席いただきました。

これより平成20年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

（午前 9時00分）

諸般の報告

議長（新井 明君） 監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

町長あいさつ

議長（新井 明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） おはようございます。

本日、ここに平成20年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、平成19年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定を初め、平成20年度補正予算案など16議案でございますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、7月29日から31日の日程で実施された「海と山の子交流事業」は、幸いにも天候に恵まれ、議員の皆様方を初め関係各位のご協力により、滞りなく終了することができま

した。誠にありがとうございました。

7月12日海開き、19日にプール開きが行われ、本格的な夏がスタートしたわけですが、8月7日の花火大会では、町民や関係者の多大なるご協力を仰ぎながら、例年と変わらず3万人の観光客が訪れました。

その観光客の入り込み状況に関しては、今夏は、海など天候に恵まれたことにより、海水浴場で対前年比2.1%の増となりました。一方、町営ウオーターパークは、前年対比11.1%の減、月の沙漠記念館も前年対比29.2%減との報告を受けております。

また、恒例となりましたビーチパレーボール大会ですが、8月23日から3日間にわたり、総勢1,560名の参加選手による砂浜での熱戦が繰り広げられました。9月7日には、伊勢海老祭が行われ、多くの観光客が訪れると同時に、世界5カ国対抗によるライフセービングカップが開催されました。

次に、8月9日、いすみ鉄道において、乗客増加の起爆剤として大多喜に城見ヶ丘駅が開業いたしましたことをご報告いたします。

8月28日には、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会定例会が開催され、平成19年度一般会計の決算認定や、19年度外房複線化事業特別会計決算認定、水槽付消防ポンプ車の購入についてなど、計5議案がいずれも原案どおり可決されました。

9月10日には、国吉病院組合臨時議会が開催され、事業会計補正予算が可決されました。なお、9月30日には、新病院の引き渡しが行われることをお知らせいたします。

7月19日から29日までホームステイの受け入れをしておりましたメキシコ少年野球団は、少年軟式野球世界大会の成績は3位で、ホームステイ先の方々と交流を深めました。

我が町の祖先の偉業を伝える400周年記念事業ですが、7月の洞爺湖サミットの日墨首脳会談の席上で、福田総理からカルデロン大統領に、交流400周年にあたる来年、さらなる交流促進を図るため訪日を招請したところ、大統領は訪日する意向を示されました。

この首脳会談の合意を受け、外務省から本記念事業を国を挙げて推進する体制を整えたいというありがたいお話をいただいております。今後、来年の町記念式典へのメキシコ大統領招請事業実現に向け、最大限の努力をしまいたいと考えております。

今後の予定は、「夕鶴」コンサートが9月15日、23日に実施され、10月4日にはイサークアルベニス記念ピアノコンサート、5日には伊勢海老祭りサブイベントに合わせ、千葉県との共催により、フラメンコショー、マリアッチショーなどの開催が予定されています。

また、今年も台風等災害の季節を迎え、9月7日に消防団や、御宿台、須賀、実谷区民の協

力を得て、防災訓練を実施いたしました。

以上で、諸般の報告を終わりますが、先に申し上げました16件の議案につきましては、充分なるご審議を賜りまして、ご決定いただきますようお願い申し上げ、冒頭のあいさつといたします。

会議録署名人の指名について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により議長より指名いたします。12番、瀧口義雄君、1番、松崎啓二君をお願いいたします。

会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りとすることに決しました。

報告第1号

議長（新井 明君） 日程第3、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成19年度財政健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成19年度財政健全化判断比率についての提案理由を申し上げます。

平成19年度財政健全化判断比率を別紙のとおり調製しましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、議会に報告するものです。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 財政健全化判断比率でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月公布、平成20年4月から施行され、第3条の規定により、財政健全化に係る判断比率について議会へ報告並びに公表が義務づけられました。

この判断比率につきましては、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、並びに公営企業会計に係る資金不足比率の5項目が規定されており、いずれも地方公共団体における財政の運営状況について透明性を確保し、一定の基準に基づき行政上の措置を講ずることにより、財政の健全化を図ろうとするものであります。

なお、これらの財政健全化判断比率につきましては、8月1日に実施されました決算審査におきまして、資料をもとに審査をいただいております。結果につきましては、決算審査意見書31ページのとおりであります。

それでは、各資料の詳細につきまして、個別にご報告させていただきます。お手元にお配りしております平成19年度一般会計決算概要の11ページをあわせてお開きください。

まず、実質赤字比率でございますが、マイナスの7.05%。国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計など、公営企業会計を除く普通会計、いわゆる一般会計に係る実質収支の合計がマイナスとなる場合、その額の標準財政規模に対する割合をいいます。翌年度歳入を充てる繰上充用する場合等に赤字が発生しますが、御宿町の場合、実質収支が黒字決算であることから、該当はございませんでした。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計並びに特別会計の実質赤字に加え、公営企業における資金不足額を連結されたものを指します。資金不足額については、後ほどご報告いたしますが、御宿町水道事業の現経営状況において、資金不足が発生していなく、連結ベースでの実質赤字比率はマイナス45.20%の黒字決算であることから、該当はございません。

また、実質公債費比率につきましては、平成17年度決算から判断指標の一つとして用いられたもので、地方債元利償還金に加え、一部事務組合等負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示したものであります。一般会計等の町債償還金だけでなく、国保国吉病院企業債や広域消防整備債など実質的に公債費に準ずる一部事務組合負担金も含めて、その比率を3カ年平均して判断し、平成19年度決算におきましては12.2%となりました。前年度に比べ0.5ポイント好転しましたが、町債の発行額を抑制するとともに、適債にあたり、財政支援など実質的に地方自治体負担が軽減される制度の活用にも努めたことによるものであります。

続いて、将来負担比率ですが、地方債現在高や債務負担支出予定、さらには一部事務組合等に対する公債費負担見込み額等に係る総額の標準財政規模に対する割合のことをいいます。これまでの将来債務比率とは違い、交付税や特定財源により補てんされる額や、充当可能な基金の額を控除した上で算出され、平成19年度決算における将来負担比率は130.9%となりました。

今後におきましては、中学校屋内運動場の建て替えや、公共施設の耐震化など、多額の費用を必要とする行政課題が山積していることや、町税や交付税収入など一般財源をベースとした標準財政規模が縮小傾向にあることを踏まえ、将来負担は加速的に累増することが見込まれ、今後徹底した歳出の抑制、計画的な基金への積み立てなど、中長期的な財政運営が必須となります。

最後に、各指標における判断基準でございますが、それぞれ早期健全化基準及び財政再生基準が設けられており、決算概要11ページからの表にまとめてございます。

仮に早期健全化基準に該当した場合には、財政健全化計画を策定し、議会の議決を得るとともに、監査につきましては、外部監査が要求されることとなります。また、財政再生基準に該当した場合には、財政再生計画の策定、議会の議決、国の同意を得るとともに、地方債の制限など、厳しく管理されることとなります。

平成19年度決算における御宿町の健全化判断比率については、いずれも基準の範囲内でございますが、これに安住することなく、厳格な歳入歳出の管理、透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告を終わります。

議長（新井 明君） 以上で報告第1号を終了いたします。

報告第2号

議長（新井 明君） 日程第4、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成19年度資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成19年度資金不足比率について。

本年度の資金不足比率につきましては、町監査委員の審査に対してその意見をいただきましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、本議会に報告するも

のです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 内容が報告第1号と重複する部分がございますが、ご了承をお願いします。

この法律は、現行の地方公共団体に対する財政健全化制度が普通会計を中心にした収支の指標のみで、現在及び将来の負債等が明らかでないこと、公営企業に対しては、早期是正機能がない等の欠点を補い、地方公共団体の財政の健全性に関する比率を公表させる制度でございます。

また、当該比率に応じまして、財政の早期健全化計画、再生計画並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定しまして、議会に報告し、広く公表をさせるものでございます。

これに伴い、平成19年度御宿町水道事業における資金不足比率を算定いたしました。資金不足額の算出はございませんでした。今後も引き続き経営状況の安定を図り、必要に応じて適切な健全化対策を講じるよう努めてまいります。

以上のとおり、平成19年度資金不足比率についてご報告申し上げます。

以上です。

議長（新井 明君） 以上で報告第2号を終了いたします。

議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第5、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度老人医療費の支払いについて、月遅れ分及び精算分が見込み額を上回ったため、地方自治法第179条第1項の規定により、老人保健特別会計補正予算（第2号）を7月22日付で専決処分いたしましたもので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものです。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ168万5,000円を追加し、補正後の予算総額を1億3,120万円とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。
議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 専決処分書の平成20年度老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正は、医療費の支払いについて、月遅れ分及び精算分が当初見込み額を上回り、直近の支払いが7月22日に確定し、支払い先の国保連合会へ何度か協議しましたが、この納期は7月22日までに支払わないと延滞金が課せられるということから、今回専決処分により対応させていただきました。

6ページの事項別明細書より説明いたします。

歳入で支払基金交付金の医療費交付金、補正額125万5,000円の減額です。

次に、国庫支出金、医療費負担金235万3,000円の増、県支出金、県負担金は58万8,000円の増です。

7ページの歳出について説明いたします。

医療諸費1目の医療給付費67万4,000円の増と、2目の医療支給費101万1,000円の増は、医療費の平成20年1月から3月分に不足が生じたため補正をするものです。

以上、歳入歳出それぞれ168万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を1億3,120万円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり承認することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第6、議案第2号 御宿小学校校舎及び屋内運動場耐震補強・大

規模改修工事請負契約締結事項中変更について議決を求める件についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第2号 御宿小学校校舎及び屋内運動場耐震補強・大規模改修工事請負契約締結事項中変更について議決を求める件についての提案理由を申し上げます。

御宿小学校校舎及び屋内運動場耐震補強・大規模改修工事請負契約につきましては、平成20年第1回臨時議会におきまして、契約議決をいただいておりますが、契約の内容に一部変更がありましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それではご説明いたします。

御宿小学校校舎及び屋内運動場耐震補強・大規模改修工事請負契約の締結につきましては、平成20年1月16日の一般競争入札で株式会社畔蒜工務店が落札、1月21日の第1回臨時議会で、契約金額1億3,020万円、工期を議会の議決を得た翌日から平成20年10月31日までの契約の議決をいただきまして、工事を行っているところです。

今回、契約の内容に変更が生じたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものです。

契約変更の内容ですが、3の契約金額を変更するもので、1億3,020万円、うち消費税620万円を186万9,000円、うち消費税8万9,000円を増額し、1億3,206万9,000円、うち消費税628万9,000円に変更するものです。

契約の目的、方法、相手方、工期についての変更はございません。

この契約金額変更の内容ですが、添付いたしました図面をご覧いただきたいと思いますが、赤で塗った部分に変更が生じたものです。

初めに、屋内運動場ですが、屋内運動場の耐震補強につきましては、屋根材を結合して、躯体の鉄筋コンクリート部分に金物で結合する工事なんです。この工事を進めていく段階で、取り付け部分の壁がコンクリートブロック組みであったことから、鉄筋コンクリートの壁に改修したものです。

また、工事の耐震補強につきましては、校庭側の窓枠部分に耐震ブレースを設置する工事なんです。1階の窓枠等を撤去しました結果、土台等の位置が建築時の設計書と異なり、耐震ブレースとのすき間が大きいことから、グラウト材の量をふやす必要が生じたものです。グラウト材とは無収縮のモルタルというものです。

先の臨時議会の契約議決をいただきました際に、工事請負後に変更をかけて、後から金を出すことのないように、心してかかるようにという御忠告をいただきましたが、今回は予期しない事態の発生ということで、ご理解をいただきたいと思います。

なお、6月3日に教育施設建設委員会、同4日に教育民生委員会でご説明をさせていただきましたことを申し添えて、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 契約の変更に係る案件ということですが、今の説明いただきまして、当初の設計図と具体的に工事にかかった中でずれがあったということで、設計の変更というか、施工の変更が必要だというようなご説明だったというふうに理解をしております。その部分、わからないわけでもないわけですがけれども、今はそういうことはないと思うんですけども、やはり設計監理という、きちっと委託をしますよね。町にそういう人がいて、きちっと町が設計監理を行えば、それはそれでいいわけですがけれども、今、大規模な事業においては、町は設計監理を委託をして事業をしているというふうに理解をしております。

そうしますと、その施工図面と施工そのものの管理というのはだれなのかという問題が発生すると思うんですね。もうかなり前の話ですから、その因果関係、責任関係についてということとは、ちょっと難しいというふうに思うわけですがけれども、これは今後もあるわけです。例えばこの役場庁舎においても、配線の引き回し等、渡された図面と違うというような話もちろちら聞いております。それから引き渡し以降も不具合があったと、例えば扉がきちんと閉まらないというの、私も現認をいたしております。

それから、短期のうちに雨漏りと申しましょかね、そうしたような事例も聞いておりますので、やはりそういう設計監理を委託をする、そのことがどういう意味なのかと。そのとおりきちんとその業者が施工監理しておけば、最終的に図面と異なれば、異なったことについて、施工主である御宿町に確認をとり、最終的にそれを図面に落とす。最終的に1枚の図面に落とすということだと思っんですね。

やはり長年使うものでありますから、複数にわたってします。ただその報告書だけもらって

も、やはりなかなか管理上、うまくそれが一つのほうへ行くというわけに、現実的にいかないわけでありますから、それは今後ともやっぱり注意してもらいたいと思うんですね。だから、必ずそういうものは一元化をすると、何かで使ったら、きちんともとに戻すと。

それから、今回これも大規模改修でありますから、もう一つ私、質問したいことがあるわけですが、そうした場合の補修内容についても、きちんと一元化をする。今どうなさっているかわかりませんが、いま一度そういうことについて、きちんと徹底していただきたいと思います。

もう1点というのは、これは契約では10月31日までの施工期間となっているということですが、じゃ、いつに引き渡しをされるのか。引き受けをするのか、町として。そのときに、私はひとつこの場で確認をしたいのは、今回は大規模改修です。通常の小修理とは違います。そうした場合に、今後この施設、いわゆる御宿小学校並びに屋内運動場、いわゆる体育館についての責任の所在というのは、どのように明文化されているか。

今後、いろんな修理とか何か起きてくると思うんですね。その場合、今までは一つの会社が全部やっていたわけですね、過去。今回大規模改修、当時の施工主と多分違うと思うんですね、今回の施工主は。そうした場合の、これ全体は今後、御宿小学校の施設そのものの責任の所在というのは、通常どういうふうに使われているか。今回の契約にそれが明文化されれば、どのように明文化されたかというのを、この場で明らかにしていただきたい。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 最初の1点目の大規模改修の際の一元管理という話でありますけれども、行革の中で職員定数削減という状況の中では、やはりどこか1カ所で管理をしていく必要があるんだろうということは考えております。今後、検討を進めてまいりますので、よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 契約の中では、新しく改築したものと同じです。瑕疵担保の場合には10年、一般的な補償は2年ということで契約しております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） その具体的に内容というのは明示されているわけでしょうか。それとも全体、要するに大規模改修ですから、当然その全体的な施設としての利用ができるような改修工事なんですよ。わかります。簡単に言うと、あくまでも手をつけた部分だけなのか、それとも全体的な責任を、今言った範囲内において双方が確認されたのかということ、ちょっ

と確認したかった。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それにつきましては、補修部分についてということで考えております。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

7番、小川 征君。

7番（小川 征君） ただいま担当課長からご説明がありましたけれども、確かに当初契約の際の請け負う中で、伊藤議員が増額の指摘をされたわけでございますけれども、ご説明がありましたけれども、我々がこの赤いところを見ても、どこを直すかわからないんです。例えば180万からの増額ですけれども、こんなのは設計屋のミスなんです。本当は窓枠のすき間なんて、みんなわかることなんです。こんなの業者に建てさせませんよ。どこを直したか我々には鉄骨改修したということが、わからないんですよ。

今、課長が口頭で説明してくれても。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 説明が不十分で申しわけありません。

校舎棟の赤の部分、2枚目の図面ですが、ブレースを入れる部分の下の土台部分については設計書と段差があったということで、窓枠の上の部分については、契約しました工事費の中に含まれた中で対応するよということ、業者とは協議しています。

以上です。

議長（新井 明君） ほかに。

7番、小川 征君。

7番（小川 征君） まあね、いろいろと私は聞いていますよ。だけど相手はプロなんだから。相手のミスなんです、こんなのは。業者は少しでもわかることなんです、普通は。だからこれからも、いろんなことが生じてくると思うけれども、その辺はこれからもしっかりとしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長(新井 明君) 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第7、議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第3号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、町例規において改正を必要とする関係条例が多岐にわたることから、整備条例として新規に制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(新井 明君) 氏原総務課長。

総務課長(氏原憲二君) それでは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明いたします。

本案につきましては、平成20年6月18日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、この法律は、地方3議長会及び地方公共団体の議会の要請を受けて、議員立法により制定されたもので、主な改正点は2点となります。

1点目は、「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査や議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」としたもので、議会活動の範囲を明確化した規定の新設でございます。

2点目は、議員の報酬の支給方法等に関する規定を、他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、「報酬」の名称を「議員報酬」に改めたもので、議員の報酬に関する規定の整備をしたものであります。

このことを踏まえ、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

条例を行うものです。

第1条の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、「第203条」を「第203条の2」に改め、「議会の議員及び」を削るものです。これは、地方自治法第203条の規定から議会議員に関する規定が削られ、同条が203条の2に繰り下げられることによるもので、条番号の改正を行いました。

また、議会議員の報酬の名称が「議員報酬」に改められたため、別表に掲げられている特別職報酬等審議会の名称中の「報酬」は、地方自治法の規定により議会議員に対して支払われる「報酬」を示すものであることから、同法の改正に伴い名称変更を要するため、審議会名を「特別職報酬等審議会」から「議員報酬及び特別職給料審議会」に改め、それに伴う職名の名称を改めるものであります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第8、議案第4号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） 議案第4号 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律など、いわゆる公益法人制度改革3法が平成20年12月1日に施行されることに伴い、字句の改正や引用されている条項の改正の必

要が生じたことから、整備条例として新規に制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させていただきますので、ご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） それでは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、いわゆる公益法人制度改革3法が、平成20年12月1日から施行されます。

このことを踏まえ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定を行うものでございます。

第1条の「御宿町墓地等の経営の許可等に関する条例」の一部改正では、公益法人制度改革3法の改正により、民法が改正され、社団法人や財団法人といった公益法人の設立根拠であった民法第34条が削除されたため、規定を改正するもので、「一般社団法人若しくは一般財団法人」と改めるものです。

第2条の「御宿町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例」の一部改正では、地方自治法第260条の2が改正され、認可地縁団体について準用する民法の法人に関する規定が削除されることに伴い、準用規定であった地方自治法第260条の2第15項も改められ、同法第260条の3以下に直接書きおろすなどの改正が行われたことにより、この条例の中で民法の準用先規定を引用しているものを、改正後の地方自治法における相当規定をそれぞれ引用する改正を行うものでございます。

なお、この条例は、平成20年12月1日から規定するものであります。

よろしくようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第9、議案第5号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第5号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、町税条例の一部を改正するものです。

改正内容は、個人住民税における寄附金税制の見直しです。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、承認くださるようお願いいたします。

議長(新井 明君) 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長(岩瀬由紀夫君) 税条例の改正について説明いたします。

改正内容は、個人住民税における寄附金税制の見直しです。

対象寄附金及びその内容につきましては、新旧対照表の2ページをご覧ください。

2ページの34条の7第1項及び第2項に規定されています。

第1号は、地方公共団体に対する寄附金です。ふるさとに対し貢献または応援をしたいという納税者の思いを実現する観点から見直しをしています。控除方式を所得控除から税額控除に改めます。対象寄附金は、総所得金額等の30%を上限とします。寄附金のうち、適用下限額の5,000円を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除となります。

税額控除額の計算方法は、寄附金の5,000円を超える部分に10%(県民税4%、町民税6%)を乗じた金額と、特例控除額として当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える金額に90%から寄附をした者に適用される所得税の税率を控除した率、例えば本人の所得税の税率が10%であれば、90引く10で80%を乗じて得た金額とを合算した金額となります。特例控除額は、個人住民税所得割額の10分の1に相当する金額を限度とします。

第2号は、共同募金会または日本赤十字社に対する寄附金です。控除方式を所得控除から税額控除に改めます。対象寄附金は総所得金額等の30%を上限とします。適用下限額5,000円を超える部分に10%を乗じた金額が控除額となります。

第3号から第5号は、地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度の創設により新たに規定したものです。現行の対象寄附金に所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから、町が条例により指定した寄附金を追加しました。対象となる寄附金は、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、認定NPO法人等に対する寄附金です。政党等に対する寄附金は除きます。

対象法人の住所要件は、県内に主たる事務所を有することを原則とします。学校法人、社会福祉法人については、県外に主たる事務所を有しても、県内に学校または事務所を有するものは対象となります。控除方式は税額控除とします。対象寄附金は、総所得金額等の30%を上限とします。適用下限額5,000円を超える部分に10%を乗じた金額が控除額となります。

税条例は、平成21年4月1日から施行されます。対象となる寄附金は、平成20年1月1日から支出する寄附金または金銭について適用します。

説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） ふるさと納税等の創設に関する税法の改正だというふうに理解をしておりますが、いわゆるふるさと納税と言いながら、今、御宿町がやっていますけれども、御宿町が寄附を受ける場合。そうすると、その当該の自治体での寄附者というのは減税されるということですね。そうすると、よそからどんどん寄附をいただく分にはいいわけですが、御宿の町民、A氏という方がB市に寄附をした場合、A氏が住んでいる御宿町の住民ですから、御宿町には減税になります。要するに御宿町の税収は下がります、ということでもいいですかね。それは統計的には町として把握できるのでしょうか。数と額にしては。当然寄附を受けた場合は、町としてこの間条例を制定しましたから、何件で金額は幾らということで、この間も報告をいただいているわけですが、じゃ、これから今後、当該の市では減税の対象となる。例えば御宿町民がほかの市町に寄附をした場合は減税の対象となるというわけで、それはやっぱり、個人の名前どうこうじゃないんですけれども、数だとか金額だとかというのは把握できるのでしょうか、ということ、素朴に知りたいと思います。

そうしますと、単純にはこの間も何件から幾らいただきましたよとって、これだけの成果

ありましたよという報告はいただくわけですが、一方でどんどん出ていくということだ
って、事実上あり得るわけです。それを悪いと言っているわけじゃないんですよ。ただ、そう
すると、やはりトータルの中で幾らかということもきちっと把握した財政運営というのは当然
必要だというふうに思うんですね。その中ではそういうものについては、どう御宿町としては
扱うのか。その辺のイメージ含めて、今後町はどういうふうにしていくかと、ちょっと確認を
します。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 御宿町の町民が外へ寄附した場合の把握というのは、確定
申告、あるいは住民税の申告の時に寄附した先から領収書等をもらい、それを添付して申告し
ますので、それによって町は把握することになります。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今、石井議員の質問の中で、例えば関西の芦屋市が、やっぱ
り阪神タイガースの高給取りがいっぱいいたり、芸能人の方とか、会社を持っている人が済ん
でいる。その方もふるさとへ納税する。そうした場合に、大体芦屋市が3億円ぐらい減額にな
ってしまうというような報告もされております。

町への寄附は、現在の状況については、議会ごとにご報告させていただいておまして、今、
税務住民課長が言ったように、逆に御宿から他自治体への寄附についても、統計的にはとれる
ようになっています。これについては、条例の中では幾らというのは控除しますけれども、こ
れが幾ら出るかというのは、今のところは把握しておりません。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 税法上はそうなるわけですが、やはりトータルどうなんだとい
うことを、数として、金額として明記していただかないと、何回も言いますけれども、一方
ではもらってばかりいて、喜んでばかりいて、他方でどんどん出ていっては、全く意味がない。
それがいいとか悪いとかということじゃないんだけれども、一応そういうこともきちんと把握
をした中で、このふるさと基金というものを活用していくという観点が大事じゃないかとい
うことなんで、その辺をだからきちんをとらえた運用、もしくは町民に対する報告も含めて必要
じゃないかというふうに思うので、その点だけの確認。

議長（新井 明君） どうですか。

岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 寄附した場合の公開につきましては、個々の公開はできま

せんけれども、寄附金控除がその年幾らになるのかとか、そういったことは当然公表できます。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

11番、石田義廣君。

11番（石田義廣君） 1点伺います。

税収の徴収率というか、財源確保が非常に厳しい中、こういう税法の中身が、このような寄附金等に関して改正されたということは、非常にいいことだと思うんですが、1点、例えば御宿で生まれて町外に出て、いろいろと活躍されている方が多いと思いますが、そういう方々、あるいは企業経営者とかね、会社を運営して利潤を上げて、社会に貢献している。そういう方々がふるさと御宿のために、じゃ御宿に寄附しようといったときに、例えば個人で寄附するとか、あるいは会社という形で寄附するとか、その辺の、例えば例を挙げまして、じゃ、どの程度寄附するんだけど、個人として寄附したほうがいいのか、あるいは会社として寄附したほうがいいのかという、そういうことを聞かれるんですが、その辺の何というんですか、措置というか、その辺、理解がございましたら、お願いします。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 個人につきましては、寄附金控除ということで控除の対象になりますが、法人につきましては、寄附金は損金として経費に算入されます。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第10、議案第6号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第6号 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行や後期高齢者医療制度の開始に伴い、受給資格者の要件の追加及び対象者の拡大、助成対象等の変更を行うため、御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正するものです。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 御宿町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例は、ひとり親家庭等に対して、医療費、調剤費及び診療報酬の一部を支給することにより、医療費等の負担を軽減し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的としています。

ひとり親家庭等の医療費等の助成事業は、事業費の2分の1を千葉県の助成を受けて実施しています。県では、このたび、ひとり親家庭等の実施要綱を改正し、受給資格者の要件の追加及び対象者の拡大、助成対象等の変更を行いました。御宿町でもこの改正を受け、条例の改正を行うものです。

主な改正内容について、新旧対照表により説明いたします。

新旧対照表の新しい第2条、第3項の改正で、今までは受給範囲の中で祖父母は該当にはなっていましたが、明文化されていなかったために、第2号として祖父母を明文化して追加したものです。

次のページで第3条をお願いいたします。

第3条は、保険法の規定を、1項中にあったものを、それを大枠とし、第7号として、高齢者の医療の確保に関する法律、いわゆる後期高齢者医療制度を追加したものでございます。

次に、第5条は、受給資格者の一部負担を入院1日300円負担していたものを、改正では負担をなくしました。

附則で、この条例は、10月1日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、20年4月1日から適用するということです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） この条例改正、範囲を広げるといようなご説明をいただいたところでありますが、現在の対象者及び利用者、改正後の対象者、利用者について、ご報告いただきたいと思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 現在、対象世帯数は66世帯ありまして、そのうち補助金を受けている世帯は53世帯で、子供の数にしますと130名が該当となります。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 対象者が拡大されて、御宿町は数が変わるのですか。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 改正後についても、数値は変わりません。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 広がるというような説明の中で、変わりませんというのは、ちょっとよくわからないんですけども、今回の条例改正の中では、御宿町は対象者がいないということなんでしょうか。それとも、説明がありましたように、当初明文化されていないけれども、明文化という意味での対象者が広がるということなんでしょうか。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 祖父母についての明文化は、今まで運用で祖父母は該当者としていたところですけども、御宿町においては、祖父母の対象者は今までないです。後期高齢者に関してもないということです。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより10時10分まで休憩といたします。

（午前10時08分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時18分）

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第11、議案第7号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第7号 平成20年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

今回、提案します補正予算（案）は、歳入歳出それぞれ591万7,000円を追加し、補正後の予算総額を10億2,701万4,000円とさせていただきます。

補正内容につきましては、特定健康診査等事業費及び平成19年度退職者医療費確定に伴う交付金の精算に伴う追加補正をお願いするものです。

なお、本補正予算（案）につきましては、去る9月8日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）について説明いたします。

主な内容ですが、特定健康診査等の事業費及び19年度の退職者医療費確定に伴う交付金の精算に伴う追加補正をお願いするものです。

それでは、事項別明細書6ページの歳入から説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金183万4,000円を追加するものです。内容は、職員給与費と出産育児一時金分の繰入金でございます。

繰越金、療養給付費等交付金繰越金210万7,000円を追加、その他繰越金197万6,000円を充当しまして、収支の均衡を図りました。

歳出を説明いたします。

総務費で一般管理費14万2,000円の追加は、職員給与費分としての追加でございます。

保険給付費、出産育児一時金の257万円を追加するものです。当初では7件で見込んでいたものが、年度末には、現在14件の見込みがされるものでございます。

次に、3款の後期高齢者支援金の後期高齢者支援金等及び8ページの前期高齢者納付金につきましては、診療報酬支払基金への不足が生じたため、5万円を追加補正をお願いするものです。

次に、8款の保健事業費の1目特定健診事業費、特定健診健康診査等事業費は、75万9,000円の追加で、事業費等の内訳が確定した上、不足額の補正でございます。

次に、諸支出金として、一般被保険者保険税還付金25万円の追加は、脱退者への保険税の還付でございます。

償還金210万7,000円の追加は、退職者医療費の19年度分精算による返還金でございます。

以上、歳入歳出それぞれ約591万7,000円を追加し、予算総額を10億2,701万4,000円とさせていただくものです。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 7ページ、出産育児一時金であります。この増えた要因ですね、どんなふうに理解されているのか。

それから、同ページで後期高齢者支援金という項目がありますが、政府は国民のいろいろな反発の中、今年の6月に幾つか改定をしてきたというふうに思うんですね。これらの制度改定についての広報ですね、これはどのようにされたのか。特に、先ほどの税の問題がありましたが、いわゆる世帯分離されるということで、減税から外れると、実質増税になるというような世帯が生じるということで、これも今回の中で是正されていくというようなことなども含めて。それから軽減割合の拡大ですね、こうしたことなども言われたようでございますが、それらについて今後どうされるのか。それからまた、先般、後期高齢者についての説明会なども開催されたやに聞きますけれども、この内容についてお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、8ページ。保健事業費ということで、特定健康診査等委託料ということで、補正がのってあるわけでありまして、御宿町は他市町に先駆けて特定健診が行われているやに聞いておりますが、御宿町も3月時点で、これらの計画について示されてあるわけでありまして、この計画と実施ですね、これについては、今現在でどのように精査というか判断をされている

かですね。今現在もし一定問題点あるとすれば、そのどこを改善されていくのか、あるとすればですね。それらについてお伺いしたいと思うんです。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 出産育児一時金につきましては、前年度は7件であって、当初予算で20年度もその推計で見込んで計上したわけですがけれども、今年度については14件ということで、どのような影響ということですがけれども、端的に倍も件数が上がってきたものですがけれども、これは明確に分析というのはなかなか厳しいと思いますけれども、やはり子育て支援とかそういうものも一部は充実されているものと私は見込んでおります。

次に、後期高齢者の件でございますけれども、説明会については、制度が発足する前の説明会を各地区説明を終わったところですがけれども、その後、障害者についての説明も欲しいということで、保健センターで開催したところですがけれども、障害者がこの障害支援制度も含めまして、300人程度該当者がいるんですがけれども、その中で説明会へ参加した方は30人ほどございました。

それで、後期高齢者制度についての説明ですがけれども、全員が後期高齢者の方というわけでもなく、中には、質問された方については、個別相談ということで3人ほど説明会が終わってからの個別相談を実施したところがございます。

次に、特定健診の件でございますけれども、特定健診は、5年間で計画を立てておりまして、実施率が本年度は30%と見込んでおりましたが、受診率は37%でした。また、保健指導の数を57人ということで計画では見込んでいたんですがけれども、保健指導の判定が243人いまして、そのうち保健指導を受けた方は呼び出しに応じて参加者は27名ということで、実施率は11%という結果となりました。

今後についてですがけれども、まだ特定健診の最終目的は、国民皆保険の制度を守ることが最終目的でありますので、この辺が住民にまだ深く周知されてなく、事後指導については、なかなか高齢者でもあることから来ないので、今後は体力づくりとか食育の指導に力を入れていきたいと思っています。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(新井 明君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第8号の上程、説明、質疑、採決

議長(新井 明君) 日程第12、議案第8号 平成20年度御宿町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長(井上七郎君) ただいま議題となりました議案第8号 平成20年度御宿町介護保険特別会計補正予算(案)第1号についての提案理由を申し上げます。

今回、提案いたします補正予算(案)は、補正額615万2,000円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれを6億1,684万6,000円とさせていただくものです。

主な内容は、人事異動による人件費、ガソリン代高騰による事務費の増及び施設入所者増加に伴う保険給付費の増額補正をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長(新井 明君) 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長(瀧口和廣君) 介護保険特別会計予算(第1号)の説明をいたします。

補正予算書の6ページ、事項別明細書の歳入の目より説明いたします。

国庫支出金の介護給付費等負担金55万7,000円は、19年度介護給付費に対する国分の負担金です。

4款の支払基金交付金の介護給付費等交付金66万2,000円の追加は、40歳から64歳までの方の介護納付金でございます。19年度支払基金交付金の確定精算によるものでございます。

5款の県支出金の介護給付費負担金90万3,000円の増額は、19年度給付費負担金の確定精算によるものでございます。

次に、繰入金で介護給付費等繰入金42万円の追加は、地域密着型施設入所者等による給付費負担の町分でございます。

次に、地域支援事業繰入金7万2,000円は、現年度地域支援事業の繰入金でございます。

3目の地域支援事業繰入金1万3,000円は、現年度分の地域支援事業繰入金でございます。

4目のその他一般会計繰入金の69万4,000円は、一般会計の繰入金で人事異動による人件費の相当分を追加するものでございます。

7款繰越金の1目繰越金283万1,000円は、19年度の繰越金を充て収支の均衡を図りました。

8ページの歳出について説明いたします。

総務費の一般管理費は、人事異動による人件費に不足が生じたための63万7,000円と公用車の燃料費5万7,000円の補正でございます。

2款の保険給付費、1項介護サービス等は、地域密着型施設入所者を当初1名で見込んでいましたが、この4月から入所者が2名となったため、給付費に不足が生じるため、336万円の増額補正するものでございます。

次に、4款の地域支援事業の介護予防事業については、職員人件費相当分でございます。

包括的支援事業・任意事業についても、同じものでございます。

次に、5款諸支出金の償還金については、123万1,000円の追加で、19年度の精算分の説明欄にありますところへの償還分でございます。

次に、5款諸支出金の一般会計繰出金については、19年度分介護保険給付費地域支援事業の交付金の国県支払金及び町への返還分でございます。

以上、歳入歳出それぞれ615万2,000円を追加し、予算総額を6億1,684万6,000円とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 8ページの保険給付費、介護サービス等諸費という中で、地域密着型介護サービスという説明があるわけでありますが、これは具体的にどのようなサービスなのでしょう。また、ちょっとよくわからないんですけれども、本町にこういうものがあるかどうか。また、今後について、町としてはどう考えているのかも含めて説明いただきたいと思えます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 地域密着型施設というのは、通称グループホームといいまして、民家のやや大きい家を改造したりして、およそ10人ぐらいの老人を共同生活させて介護している施設でございます。御宿町には当該施設はありません。

今後については、地域密着型施設というのは、非常に介護費が高くなり、介護保険を圧迫す

る一因ともなっていますけれども、やはり需要があればそれに対応しなければならないというのは、介護保険では定められております。現在のところは、町外の施設を市町村長の、両者の協議によって入所をさせるわけでございますけれども、近隣市町村と十分協議していただき、町外施設を利用したいと考えております。

議長（新井 明君） 質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第9号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第13、議案第9号 平成20年度御宿町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第9号 平成20年度御宿町一般会計補正予算（案）第2号についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに2,500万円を追加し、補正後の予算総額を28億180万円とするものです。

主な内容につきましては、燃油高騰による水産業への緊急対策や、平成21年10月から公的年金による個人住民税の特別徴収が開始されることに伴う電算システム開発経費、さらには活力あるふるさとづくり基金の積み立てのほか、各費目にわたり公用車燃料費の不足額について補正を行っております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議案第9号 平成20年度御宿町一般会計補正予算（案）第2号について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、補正後の予算総額を28億180万円と定めるものです。

補正の主な内容ですが、地方税法の改正に伴う電算システム改修や、福祉、教育における扶助費の追加、活力あるふるさとづくり基金への積み立てのほか、燃油高騰による水産業への緊急対策や各費目にわたる燃料費の不足額等について補正を行いました。

補正財源としましては、扶助費に係る国庫支出金や介護保険特別会計における精算繰入金のほか、平成19年度からの純繰越金2,230万9,000円を充て、収支の均衡を図りました。

それでは、補正予算の各費目にわたる詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

7ページをお開きください。

初めに、歳入の12款分担金及び負担金、1項負担金、2目民生費負担金で58万4,000円は、老人福祉法の規定による養護老人ホームへの入所措置対象者が1名追加されたことによる入所者負担金です。

14款国庫支出金ですが、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金で47万5,000円、心身障害者に係る補装具給付や更生医療費に対し国が2分の1を負担をするもので、申請件数が当初見込みを上回ったことによる追加補正です。

2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金で18万7,000円を計上、合併浄化槽の設置及び転換件数が当初見込みを上回ったことによる追加負担であり、基準額の3分の1が国庫補助されています。

次に、15款県支出金ですが、1項県負担金、1目民生費県負担金で23万7,000円、国庫負担金同様、心身障害者に係る補装具給付や更生医療費に係るもので、その4分の1を県が負担するものです。

8ページに移り、2項県補助金ですが、3目衛生費県補助金で33万7,000円追加、こちらも国庫補助金同様、合併浄化槽の設置及び転換について県が3分の1を補助するというものであります。

続いて、17款寄附金。10項寄附金、2目指定寄附金につきましては、活力あるふるさとづくり基金条例に係るものであり、先の補正予算第1号で10件27万円の補正をお願いしたところではありますが、新たに5件、9万円の寄附がございましたので、補正計上するものです。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金78万1,000円につきましては、介護保険給付費に係る一般会計法定負担分の精算による繰り入れです。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金については、平成19年度からの純繰越金で2,230万9,000円を追加し、収支の均衡を図りました。

以上、歳入予算案として合計2,500万円を追加補正しています。

次に、歳出予算についてご説明させていただきます。

9ページをご覧ください。

なお、公用車燃料費等について、当初リッター150円を見込んでおりましたが、原油高騰により予算不足が生じることから、全費目にわたり補正をさせていただいております。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

2款総務費ですが、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、公用車燃料費として20万円の追加であります。

3目財産管理費ですが、11節需用費8万円は燃料費の補正です。13節委託料52万円は町有地における松くい虫等の樹木の伐採委託料であります。15節工事請負費90万円は役場庁舎の空調が老朽化によりふぐあい生じたため、中央監視装置のオーバーホールを行うものであります。

10目活力あるふるさとづくり基金積立金ですが、25節積立金で9万円。歳入予算でもご説明しましたとおり、9万円の寄附が入りましたので、条例に基づき、その全額を積み立てるものです。これにより、基金累計額は36万円となりました。

2項徴税费、1目税務総務費は、11節需用費で13万3,000円、燃料費のほか公用車のエアコン、パワーステアリング装置の修繕料として6万2,000円の追加をお願いするものです。19節負担金補助及び交付金1万6,000円は、地方税法の改正により平成21年10月から公的年金による個人住民税の特別徴収が開始されることから、その運営母体である地方税電子化協議会の運営費等の負担金を補正するものです。

2目賦課徴收費ですが、この年金特別徴収の開始に伴い、地方税電子申告システムの回線上に、御宿町の設定が必要となることから、委託料で325万5,000円、システム使用料として2万6,000円をそれぞれ追加補正するものであります。

10ページの3款民生費ですが、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、燃料費のほか28節繰出金で183万4,000円、国民健康保険特別会計において当初出産育児祝い金7件を見込んでおりましたが、対象が14件に増えたことから、その不足額を繰り出すところであります。

2目老人福祉費につきましては、13節委託料で238万6,000円の追加、老人保健におけるレセプトの月遅れ分が当初件数を上回ったことによる医療費通知事務や審査支払手数料の追加をお願いするほか、養護老人ホームへの措置者が新たに1名増えたことにより、養護委託費の補正をするものであります。28節繰出金は、介護保険会計における支弁職員の変更や保険給付費の追加により119万9,000円を追加繰り出しするものであります。

3目心身障害者福祉費ですが、扶助費で95万5,000円、歳入予算でご説明しましたとおり、補装具の申請件数や更生医療費の増加に伴う補正であります。23節償還金利子及び割引料は、前年度の扶助費にかかわる国庫負担金の精算に伴う償還金であります。

4目出産奨励費であります。第3子以降の出産に対し祝い金を支給するもので、当初2名を予定しておりましたが、対象が3名増加することから8節報償費で90万円を追加補正するものであります。

続いて、2項児童福祉費、3目保育所費ですが、3節職員手当で75万円、人事異動等による人件費調整について、先の補正予算にてご議決いただいたところであります。保育所人件費については、扶養手当の支給対象が確定していなかったことから、各手当にわたりこのたび調整させていただくところであります。11節需用費28万2,000円につきましては、燃料費補正のほか、岩和田保育所給食室の屋根及び御宿保育所の網戸に係る修繕料の補正をお願いするものであります。23節償還金利子及び割引料は、前年度の保育所運営費に係る国庫負担金の精算に伴う償還金であります。

11ページに移り、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費ですが、19節負担金補助及び交付金で3万円の追加、犬及び猫の避妊助成に対する補助につきまして、当初15件を見込んでおりましたが、申請件数が非常に多いことから、過去の実績等を勘案し、追加補正10件分の追加補正をお願いするものであります。

3目環境衛生費は、11節需用費で151万3,000円の追加、燃料費補正のほか、ビーチクリーナーのエンジンが故障したことから、それにかかわる消耗品及び修繕料の追加補正をお願いするものであります。

2項清掃費は、2目じん芥処理費で、需用費に122万5,000円を追加、原油高騰による清掃センター焼却用重油代が不足するためのものです。

3目し尿処理費は、合併浄化槽の設置件数が当初見込みを上回ることから19節負担金及び交付金で86万円の追加補正をお願いするものであります。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費ですが、国が進める遊休農地ゼロ対

策を受け、農業委員会による一筆調査を実施することから、農地資料の制作費として11節需用費で17万円の補正をお願いするものです。

3項水産業費ですが、1目水産業振興費で19節負担金補助及び交付金400万円を計上しました。燃油高騰による漁業経営への影響が著しいことから、水産業対策の総合的な支援策として、漁協に対し補助しようとするものであります。

2目漁港整備費については、公用車燃料に係る不足額の補正です。

12ページに移りまして、6款商工費ですが、こちらも燃料に係る不足額の補正であります。

7款土木費ですが、1項土木管理費は、燃料費の補正、2項道路橋梁費は、1目道路維持費、15節工事請負費で110万円の追加であります。内容といたしましては、1089号線、これはメキシコ記念塔侵入路アスファルト舗装について当初予算で措置しておりましたが、法面崩壊の恐れがあることから、張り芝工及びアスカーブの設置を追加するものです。また、3059号線、これは清掃センター進入路であります。この路面に窪みが生じておまして、ゴミ搬入の際大変危険であることから、舗装修繕については追加補正をお願いするものであります。

次に、8款消防費、1項消防費ですが、2目非常備消防費は燃料費の補正であります。

3目消防施設費は、役場小型ポンプ積載車にかかわる投光機昇降用モーター部分が塩害等により故障したことから、修繕費2万1,000円の追加補正をお願いするところであります。

9款教育費ですが、1項教育総務費は燃料費の補正です。

13ページに移りまして、2項小学校費ですが、2目教育振興費は、援助対象児童数が増加したことにより、扶助費として26万8,000円の追加をお願いするものです。

3目組合学校費につきましては、布施学校組合負担金として児童割数が確定したことから、このたび負担金の調整をするものです。

4目学校建設費ですが、15節工事請負費で186万9,000円の補正です。御宿小学校校舎及び屋内運動場耐震補強・大規模改修工事に係るもので、先ほど契約変更のご議決をいただきましたとおり、工事過程で当初設計と異なった施工箇所があると発見され、十分な耐震強度が得られないということから追加工事を行うことによるものであります。

続いて、3項中学校費、2目教育振興費ですが、20節扶助費で17万8,000円の追加。小学校同様に援助対象生徒数の増加によるものであります。4項社会教育費は、庁用車燃料費に係る補正であります。

以上、歳入歳出予算の総額に2,500万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を28億180万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

6 番、伊藤博明君。

6 番（伊藤博明君） 11ページの中の環境衛生費、需用費についてちょっとお伺ひしますが、けれども、ビーチクリーナーが何か壊れたということで、消耗品等出ていますけれども、消耗品はある程度納得できるんですけれども、この修繕料が随分金額が張ってるものですから、その詳細なる説明をお願いしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 主な内容につきましては、エンジンのオーバーホールが主でございます。そのほか、作動油ホースの交換、あとはバッテリーの交換等が主な内容でございます。

議長（新井 明君） 6 番、伊藤博明君。

6 番（伊藤博明君） エンジンのオーバーホールと言いましたけれども、あのエンジンはディーゼル車ですよね、たしか。ディーゼル車というのは、この中で管理者と使用者というのがあると思うんですけれども、あの特殊な機械ですから、特殊な免許を持った方がやっていると思うんですけれども、そういう中で、どういう指導をしているのか。エンジンをオーバーホールというと大変なことですからね。まずディーゼル車につきましては、我々の知識の中では、エアクリーナーを掃除をすると、定期的に清掃すると、エアクリーナーも傷みますから、ましてや砂場でやっている仕事ですからね、砂が入ると。エアクリーナー、特に交換も早目にしたほうがいいと言われますよね。そういう中で管理者が使用者に対してどういう指導を行っているのか。私が考えるのに、エンジンのオーバーホールというと、それぐらいしか考えられないんですよね。やっぱり我々もふだんから車に乗っていますから、皆さんね。自分が使用者であり管理者であって、自分の車の変化とかそういうことにはすぐ気がつくと思うんですよ。だから、そういうところで、何かもっと早目にわからなかったのかなという点が、ちょっと疑問点があるんですけれどもね。その点をどういうふうに指導しているのかなというのをお伺ひしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 運転手につきましては、特殊な免許を持って行っているという基本的なことはございます。また、日々のメンテナンス等につきましては、その方にその都度不具合があるときには、意見を聞きながら、部品を調達したりとか、自分で整備、部分的な

ものをできる部分についてはやっただいていてということがございます。

今、伊藤議員がおっしゃられましたように、ビーチクリーナーは、構造上砂を巻き上げて作業するというところでございまして、砂ぼこりが非常に立つという、そういう状況でして負荷がかかっているかなと考えております。

今後につきましては、細かいメンテを運転手等、または業者等と連絡を密にしながらやっていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 8ページ、寄附金であります。活力あるふるさとづくり基金寄附金ということですが、聞くところによりますと、特定の寄附があるやに聞きました。それはいわゆるAEDの設置をしてほしいというような話も伺っているわけですが、そういう話があるとすれば、どのように事務になっているのか。また、今後どのようにそういうものを活用していくのか。

町内でも数件、民間で既にそういうものも設置されているというふうにも聞いておりますし、先般の9月の防災訓練の中でも、御宿台区におかれましては、そうした先進的な訓練をされ、高い評価を得たというような話も伺っているところでありますが、ちょっとそうしたことを耳にしましたので、それについて、そういうことがあるのならば、事務内容についてご紹介をいただければというふうに思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 今回のふるさとづくり基金寄附金の9万円の中には、AEDの事業に対するものは含まれておりませんが、現在AED整備に対して寄附をしたいという申し出がありますので、具体的に寄附がありましたら早期に補正予算対応をしたいと思っております。

そういうことでありますので、今、議員がおっしゃられましたように、9月7日の防災訓練は、3地区で実施いたしました。御宿台区ではAEDを使って、救命救急の研修をしていただきました。大変操作も簡単で参加者から公共施設には必要ではないかという意見も多く、町といたしましては、その寄附申し出者のご意見も踏まえ中学校や公共施設等への整備を検討しております。現在の状況は以上のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。燃料費ということで、これは総額幾らになるのでしょうか。一般会計、それから他会計でもありましたら、それを含めまして、まず全体でどのくらいの金額になるかについてお伺いをしたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今回、燃料の関係で補正でお願いしたのは、清掃センターの重油代を含め220万円、補正のほうをお願いしました。その半分は重油の関係と考えます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。9ページの賦課徴収費ということで、地方税ポータルシステム導入業務委託ということで、説明の中では、個人住民税の年金からの天引き業務を行いたいということですが、これまで介護保険料でありますとか、後期高齢者医療制度ということで、いわゆる医療費に対しての天引きというのはあったと思うんですが、国の制度変更ということではあるかと思いますが、基本的にこれは納税というのは、法的にはどう位置づけをされているのかについて、見解を承りたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 岩瀬税務住民課長。

税務住民課長（岩瀬由紀夫君） 年金からの特別徴収につきましては、6月議会で町税条例の改正をして、平成21年の10月から導入することで承認をいただきました。法的には、地方税法等の一部を改正する法律の中で規定されています。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 法においては、国民は納税の義務を負うというふうなうたわれておるんですね。そうすると、この天引きというのは、それとやはり解釈上違うのではないかと。ここでどうこうはないんですけども、やはりその観点というのは、私は大変大事だと思う。

具体的に、例えば確定申告上の、先ほどちょっと後期高齢者の方で申し上げましたけれども、やはり一部増税になる。事実上、増税になるという中で、当該の高齢者じゃなくて実質の世帯主がかわって払うということになる。そういうふうにして、増税にならないような措置を今回とるといようなこともあるわけですから、やはり基本的には納税の義務を国民が負うというところの観点というのが、私は大変大事な観点だろうということをもまずご認識いただいた上での事務の施行をお願いしたいということです。

それから、次に移ります。

民生費、保育所費の中で修繕料ということで、岩和田保育所と、それから御宿保育所という

ことでありますが、先般の定例会でも、いわゆる学校それから保育所等の公共施設の耐震化についてただしたわけでありましてけれども、この保育所については、その後協議がされているというふうに思うわけですが、どのようになっているのか。

それと、全体的にそういう計画をつくるというようなお話もされていましたが、それはいつごろお示しいただけるのかという点も、あわせてお願いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 前回の定例会でもご質問ございまして、町では公共施設の耐震化につきまして、まず耐震化の緊急度について調査すると報告しましたが、その後、企画財政課を中心に、各課をヒアリングしまして、今の段階ではある程度の調査が進んでおります。ちなみに一番緊急度の多かったのが御宿保育所ということになっています。次回の定例会ぐらいいまでは、その結果についてはお示しできると思います。

ただ、その一部の点で、どういう手法で、例えば改修をしていくかというのは、予算の問題がございますので、それについては再度充分検討して行っていきたいというふうに考えております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

現段階でもいいんですが、早い段階に、全体的にどういう状況であるのかということをお示しいただいた中で、早期に対処していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。

11ページであります。農林水産業費ということで、遊休農地の調査を行うというようなお話であります。これは調査とともに、なぜ調査をするのかというのは、今後どうするかということの中で調査をするというふうに理解をしておりますし、国が行っているこの遊休農地の今の施策の中で、先進事例を見ますと、非常に多様な農地の活用というのが模索をされているというふうに思うんですね。

これ農業委員会で扱うというようなお話であります。今後どうしていくのか。特に私は前々から議論をしています。この部田前の農地ですね。これはやはり何らかの施策をとって、きちっと管理、運営できるような形が大変望ましいというふうに思うんですが、それに向けてこれは有効な一つの施策の一環になるのか、ならないのか、それについてお伺いしたいと思

ます。

もう1点は、次の水産振興補助ということで、緊急燃油対策ということですが、これはどこを具体的に実施していくのかですね。特に零細な農業者にもきちっと町としての今回の特別の判断、これが届くような形が私は望ましいんじゃないかと思います。まだ詳細まで詰め切っておられないのかもわかりませんが、近々これは明文化されて、実施をされていくというふうに思うわけですので、その担当として、どっちでも結構なんですけれども、どういう考え方でこれを進めていくのか、それについて話していただきたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 農業振興費の印刷費17万円の考え方なんです。今回国では、全国で約39万ヘクタールの、いわゆる耕作放棄地が存在しております。それを受けまして、農林水産省では、平成19年6月19日に閣議決定された経済財政改革の基本方針の中で、5年程度をめどとし、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指すという流れで現在の作業をお願いするところです。

今回、この行程なんです。農業委員会を中心としまして、9月から10月にかけて、1筆ごとの調査をお願いし、本年度末ごろまでに、ある程度全体図の中に色分けした形で、耕作放棄地の状況をまとめていただくと、平成21年度に、農業上重要な土地というのは、農用地編入されている土地ということでございますので、耕作放棄地解消計画をつくっていただく。

議員のほうからご指摘がありました部田前の耕作放棄地につきましては、その農用地編入されていない土地でございますので、その中でどうしても御宿の一つの顔でございますので、農業委員会の事務局のほうには、あわせて検討させていただきたいということで申し合わせております。

次の、水産振興費の400万円の内容ですが、今回、漁業者や議員全員の方からの要望を受け、産業観光課としては、農業者の燃油対策ができるかどうかを検討させていただきました。その中で、農業者については、継続的に燃油を使用する農業者という一つの条件をつけました中で、ハウス園芸を中心として、花卉生産組合11件について検討した結果、非常に農業者の場合、燃油について、これから寒くなったときに、暖房用の燃油とハウス用の燃油との区別がつかなかったことなど、また、この農業者につきましては、平成21年度にお願いしております中山間地総合整備事業という事業がございますので、その中で総合的に支援策を考えていき、県議会が10月15日ですか、閉会后、各課に県としての燃油対策についての説明会もございまして、検討させていただきたいと考えています。

また、漁業者につきましては、今回やはり漁業組合のほうに負担金という形で支援する形は、燃油の高騰によって、出漁回数の減少や水揚げ高の減少、またそれに伴って組合経営の圧迫を考えた中で、直接組合に補助し、また補助の方法としては、組合の給油所が2カ所あります。そこに400万円助成して、水揚げ高の減少を防ぎたいと考えています。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員賛成です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

ただいまより11時20分まで休憩といたします。

（午前11時12分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開始します。

（午前11時22分）

議案第10号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第14、議案第10号 平成19年度御宿町水道事業決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第10号 平成19年度御宿町水道事業決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本年度の決算につきましては、町監査委員の審査に付して、その意見を得ましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、本議会の認定をお願いするものです。

収益的事業決算の概要は、水道事業収益2億5,468万7,237円、前年度より0.2%減少、水道事業費用2億6,718万5,709円、前年度より1.1%の減少となり、累積欠損金は4億1,727万

3,679円となりました。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、お配りいたしました御宿町水道事業決算書の11ページ、水道事業決算附属書類の11ページからご説明いたします。

業務状況につきましては、給水戸数が3,575戸、前年度より53戸増えました。年間総給水量は99万5,719立方メートル、前年度に比べ6万3,281立方メートルの増となっております。また、有収水量は90万7,427立方メートルで、前年度に比べ798立方メートルの減となり、有収率は91.1%でございました。

建設状況につきまして、主な工事は、浄水場の安定と継続性の維持を目的に老朽化した浄水場汚泥処理操作盤と浄水池水位計を更新し、同じく老朽化により能力の低下した水質監視用浄水場サンプリングポンプを水質監視体制の維持のため更新しました。工事内容につきましては、12ページの2、工事名、（1）の主要建設改良費の概要を参照してください。

また、安定した水質の供給のため、昨年を引き続き、赤水対策としまして、第三配水池の清掃、点検と配水管の流速洗浄を行いました。

次に、経理状況ですが、決算書の1ページをごらんください。

収益的収入及び支出ですが、水道事業収益決算額は2億5,468万7,237円となりました。営業収益2億3,474万2,693円の主なものは、99.9%が給水収益で占め、営業外収益1,994万4,545円、1,968万円が町一般会計及び県からの補助金でございます。

次に、歳出ですが、水道事業費用の決算額が2億6,718万5,709円となりました。主な支出は、営業費用の2億5,071万4,421円で、受水費と減価償却費が71.5%を占めております。営業外費用の1,635万7,783円は、企業債の支払い利息1,482万4,483円と未払い消費税の153万3,300円でございます。また、特別損失11万3,505円は水道料金の還付金でございます。

次に、3ページの資本的収入及び支出ですが、資本的収入決算額703万5,000円は、新規加入による納付金でございます。

資本的支出の決算額は5,629万7,950円です。内訳は建設改良費が2,305万7,055円、これは工事請負費、浄水費の購入代金でございます。企業債の償還金は3,324万895円を償還いたしました。

なお、収入に対する支出不足額4,926万2,950円は、当年度分消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で計上いたしました。

次に、9ページの貸借対照表をご説明いたします。

まず、資産の部といたしまして、固定資産、流動資産の合計は44億5,467万3,559円となりました。

次に、10ページの負債の部ですが、流動負債金額は183万3,300円、内訳として、未払金、その他流動負債でございます。

次に、資本の部ですが、資本金20億7,224万9,725円は、自己資本金及び借入資本金の合計です。

剰余金の資本剰余金27億6,786万4,213円は、国庫補助金から納付金までの合計でございます。利益剰余金はマイナス3億8,727万3,679円となり、剰余金合計は23億8,059万534円、負債資本の合計は44億5,467万3,559円となりました。

以上で平成19年度御宿町水道事業決算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（新井 明君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） 平成19年度の御宿町水道事業会計の決算につきまして、監査報告をいたします。

平成20年6月25日午前9時30分から、役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査をいたしました。決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

講評といたしましては、まず、損益収支でございますが、19年度は経常損失が1,488万9,626円になっております。これは平成17年度と比べ、約3分の1と大きく減少しています。南広域水道企業団からの受水量の削減等、経営努力の積み重ねの結果が、この数字にあらわれているものと考えられます。しかし、南房総広域水道企業団からの受水費が経営を圧迫していることは確かで、経営改善の努力に加え、受水費による負担の軽減をさらに検討する必要があるかと考えます。

次に、未収金についてであります。平成19年度は若干減少に転じましたが、依然として多額であります。未収金の徴収につきましては、常に努力されておりますが、経営改善はもちろんで、受益者の公平性を保つためにも、特に悪質な滞納者への対策は強化を急がれるところでございます。

今後の水道事業の成功は、地域経済の伸び悩みやライフスタイルが変化を続け、小売の飲料

水へと利用も流れているようなことで、大幅な増収が期待できない一方、南房総広域水道企業団の受水費が総費用の多くを占めていることや、既存施設の老朽化による改善費用が今後見込まれていることから、厳しい状況が続くと思われます。中長期的な視点に立ち、安心して安全な水道供給を目指し、経営改善に引き続き取り組んでいただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、平成19年度御宿町水道事業会計決算審査意見書によりご報告させていただきます。

以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 水道会計決算であります。決算附属書類11ページの報告、総括事項、ただいまご説明もいただいたところでありますが、有収率91.13%ということであったわけですが、この91.13%をどのように評価されているか、有収率、それについてお伺いしたいと思います。

それからもう1点は、今、監査報告にもありましたが、参考資料21ページがわかりやすいですかね。原価を形成する費用ということで受水費、これは昨年度と比較をして下げているわけですが、これは今まで報告を受けていたところでもありますが、これの内容について説明を受けたい。

それからもう1点、これは今後についてであります。これまで予定されておりました広域水道、いわゆる大多喜ダムですね。これについては、この間報告を受けたところによりますと、利水については、関係町村で既にこれは要らないということで合意形成されたということで、治水についてまだ残っているというようなお話もあったわけでありまして。それで3月議会に報告を受けたわけでありまして、その後、夷隅流域の関係団体が集まる会議が県当局において行われたやに聞いております。その会議内容、そしてまた、同様な会議が先般行われるというのをお知らせ版に載っておったわけでありまして、ちょっと私、それを傍聴しておりませんので、それらについてどのようなことになっているのか。要するにいわゆる大多喜ダムの現状について、知り得る範囲で、この際ですのでご報告を受けたいというふうに思います。

それから、最後にもう1点、ちょっと戻りますが、20ページで企業債明細書というのが添付されております。聞くところによりますと、こうしたいいわゆる公的資金につきましても、計画書を公表することによって、繰り上げ、借りがえ償還が可能だというようなお話を承っております。それらについてどのように事務が進んでおるのか、本町も可能なのかどうかも含めて、

以上について説明を受けたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 有収率のまず評価ということでございますが、こういう言い方はよろしいかどうかと思うんですが、郡内では非常に高いというふうには把握をしております。また、高いからいいということではございません。今後漏水の早期発見、そういうものに向けて、有収率を少しでも高めていきたいというふうには考えております。

2点目は、原価形成する費用の内容ということでございますけれども、27ページの各種経営分析というものがございます。その中の経営分析の（2）のところに、1立方メートル当たりの単価が書いてあります。また供給単価が246円15銭ということで、給水原価につきまして284円77銭、また資本費は175円60銭、給与費が25円74銭ということで、抜粋で掲げてございます。

また、大多喜ダムの関係で、治水ということで協議をしているということですが、一番最近開かれた会議が、平成20年3月26日に、第7回夷隅川流域委員会というものが開催されております。たまたま私、そこに出席はできなかったわけでございますが、お話を聞くところによりますと、いずれにしても、地元の意見もよく聞くようにしてくださいという意見が非常に多かったということです。その中で、事務レベルで地元の人たちとよく協議しながら、今後も進めていきたいと。また、この時点で、ちょっと取りまとめには無理があるということで、やはり中止の妥当性等については、地元とよく協議し、流域委員会に報告をしたいというお話になるうと聞いてございます。

また、企業債の計画ということでございますが、前回の議会でも報告をさせていただきました。公的資金の保証金免除繰上償還についてということで、現在事務を行っております。平成20年度には、この12月に、予定ですと補正予算にて計上し、償還の手続をしていきたいというふうに考えてございます。

議長（新井 明君） ほかにございせんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 企業債については、今年中に行いたいというような答弁であったかと思えます。

それから、有収率の関係であります。本町は、課長のおっしゃるとおり大変高い数値を維持しているというふうにも私も理解しておりますが、しかし、浄水場ですがね、直接有収率とは関係ないかもわかりませんが、やはりかなりこの間傷みが激しいというのが実態では

ないでしょうか。この間も、さく等も職員が自前で修理されている光景を目にしているところでもございますが、今後安全な水を供給するということは、水道法でもうたわれているところでもありますし、見た目からもやはりきれいな浄水場というのは大事だろうと思いますのでね、財政上のこともあろうかと思いますが、これはやはりきちっと計画的な整備というのが望まれているというふうに思います。

昨年度、一昨年度と、この間は特に赤水対策ですね、これについてはやっていただきまして、苦情等もそれほどないのかなというふうに思います。それらについての現状の報告ですね。かなり効果もあったやに聞いておりますので、含めまして、今後はそうしたものへの配慮、計画化というのも大変大事だろうと思います。

先ほど企業債の償還、そういう部分で浮いた部分というのは今後出てくるだろうというふうに思うんですね。そういうものなどの活用ということも当然考えられるというふうにも思いますので、それについての今後の考え方について、再度お聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 施設の整備、確かに老朽化が進んでいるというところは、ございまして、特に給水管あるいは浄水場の電気機器が非常に不安を抱いているところでございます。そういったところは、やはり早目に対応をしていくという考えを持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第10号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第11号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第15、議案第11号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第11号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここに提案申し上げますのでございます。

平成19年度の決算の概要につきましては、歳入で11億3,504万99円、歳出では10億8,590万3,968円となり、差し引き4,913万6,131円という結果になりましたが、引き続き今後も健全な財政運営に努めたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る9月8日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計の決算について説明いたします。

決算概要書の1ページをお願いいたします。

国保加入者は、年間平均で4,743人、前年比29人の減です。世帯数は2,505世帯で前年比13世帯の増、住民の59.1%が加入、世帯では74%が加入という状況でございます。

次に、決算の収支についてですが、歳入総額が11億3,504万99円、歳出総額は10億8,590万3,968円となり、これを前年度と比較しますと、歳入では8,544万2,734円の増、歳出では1億1,932万4,755円の増となりました。

歳入額から歳出額を差し引いた実質収支は4,913万6,131円で、前年度の繰越金8,301万8,152円を引いた実質の単年度収支額は3,388万2,021円の赤字となりました。

続きまして、決算書の7ページ、8ページの事項別明細書より説明いたします。

歳入の1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は、調定額が3億9,990万5,282円、収入済額が2億8,840万9,463円で、収納率は72.12%でした。

退職被保険者等国民健康保険税は、調定額が8,573万4,672円、収入済額が8,416万1,200円で、収納率は98.16%です。

2款の使用料及び手数料ですけれども、これは調定額、収入済額ともに21万7,600円で、督促手数料でございます。

3 款の国庫支出金の国庫負担金、調定額、収入済額ともに 2 億1,235万3,818円で、内訳は備考欄のとおりでございます。

国庫補助金については、同じく調定額、収入済額ともに5,916万3,000円で、これは市町村の国保の財政が一定水準以下の市町村に対して、国より交付されるものでございます。

4 款の療養給付費等交付金、調定額、収入済額ともに 1 億7,893万1,114円です。これは退職者医療費用から退職者の保険税を差し引いた残を支払基金から交付されるものでございます。

県支出金につきましては、調定額、収入済額ともに5,455万5,649円で、その内訳は高額療養費共同事業負担金と県補助金としての県財政調整交付金でございます。

次に、共同事業交付金として、調定、収入ともに 1 億602万4,978円でした。

次に、7 款繰入金でございますけれども、他会計繰入金、調定額、収入済額ともに5,860万円。この内訳は、節のとおりでございます。

次に、2 目の基金繰入金は、財政調整基金繰入金はありませんでした。

11、12ページをお願いいたします。

繰越金については、調定額、収入済額ともに8,301万8,152円でした。

9 款の諸収入につきましては、調定額、収入済額ともに960万5,125円で、延滞金が 6 万2,600円、雑入として、主に第三者納付金でございますが、954万2,525円がありました。

歳入合計が、調定額が12億4,810万9,390円に対して収入済額が11億3,504万99円です。

次に、歳出について説明いたします。

1 款総務費の総務管理費ですけれども、支出済額が2,976万6,772円で、これは主に職員人件費と介護関係の電算関係の費用分でございます。

次に、徴税费でございますけれども、39万6,389円支出いたしました。

3 項の運営協議会費ですけれども、国保運営協議会開催の運営費として 5 万8,400円を支出いたしました。

2 款保険給付費ですが、療養諸費として 5 億9,508万5,089円の支出でございます。

次に、15、16ページをお願いいたします。

2 項の高額療養費ですけれども、4,979万312円を支出いたしまして、一般被保険者高額療養費として3,423万7,078円、退職被保険者等高額療養費として1,555万3,234円の支出をいたしました。

次に、17、18ページをお願いいたします。

4 項の出産育児諸費として、出産育児一時金として245万円を支出いたしました。

また、葬祭費としては721万円を支出いたしました。

3 款の老人保健拠出金として、1 億8,478万7,914円を支出いたしました。

次に、4 款の介護納付金でございますけれども、6,914万2,505円を支出いたしました。

次に、5 款の共同事業拠出金として1 億1,815万2,176円を支出いたしました。

19、20ページをお願いいたします。

6 款の保健事業費として148万5,540円支出いたしました。これは人間ドックの費用でございます。

次に、8 款の諸支出金ですけれども、2,757万8,871円でございます。

次、21、22ページをお願いいたします。

諸支出金の中で主なものは償還金でございます、2,706万7,871円です。

歳出の合計が10億8,590万3,968円でした。

次に、23ページの実質収支に関する調書でございますけれども、歳入から歳出を差し引いた額が4,913万6,131円でした。

次の基金につきましては、2,041万9,718円で、19年度は増減がありませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成20年8月1日午前9時30分から役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して正確に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であると認められました。

講評としましては、徴税に対する収入率が前年度に比べ0.3ポイント減少しております。収入未済額、また不納欠損額とも前年度より増加しており、収入未済の累計額は1億円を超えています。毎年医療費は増加しており、収納率の低下や収入未済の増高は住民負担の増加につながるとともに、被保険者の公平性確保の観点から、未収金の解消に努めていただきたいと思います。

また、医療費の予測は大変困難と思われませんが、財政調整基金も少ないことから、効率のよい予算執行に努め、国民健康保険事業の健全な運営に一層の努力を要望いたします。

なお、詳細につきましては、平成19年度御宿町決算審査意見書によって報告してごさいます。

以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 決算概要のほうでちょっと質問いたしますが、当初、一番最初に説明を受けた中で、国民健康保険特別会計、全住民の59.1%、約6割ですね。世帯では74%、7割5分が加入している。大変御宿町としては加入者が多い、他町に比べて、そういう特徴があるかと思えます。ということは、国保の施策というのは、大変大きな効果がありますし税の未納についても、そういう面では公平性があるというふうには言えるのではないかと思います。

また一方では、特に後期高齢者制度の中では、各事業体がそれぞれの健保組合を解散するというような中で、国保に入ってくるというようなことも一部聞かれるところであります。そういう中で、御宿町は今年から保健福祉課という形で事務が一元化されたというふうに思います。

それで、2点あるんですが、1点は、疾病予防費という中で、この間も国保会計の中で、保健事業の中で、疾病予防事業が見込まれていたわけでありましてけれども、やはり現実的には課が分かれていた中で、その煩雑さと申しましょうか、そういう点があったかと思うんですが、これが一体となった中で、それともう一つは、先ほどの後期高齢者の中でのいわゆる特定健診ですね。先ほど課長も述べられましたけれども、具体的にはもっと前段階、要するに町民的な健康づくりのほうが大切じゃないかというような意見を述べられました。私もそのとおりであるかと思えますね。そういう中で一体的に取り組むことが大切だというふうに思うわけですが、それについてはどう考えておられるのか。

そしてまた、疾病予防費の中の人間ドック補助金ですね、19ページであります。これについても、先般の議会で、70歳、75歳ということで、御宿町はたしか70歳までだというふうに思うわけですが、5歳、要するに74歳までですね、延ばすことかできないのかどうかというような質問をしたわけですが、それについてどのように事務がされていくのかですね、それについてお伺いしたいと思います。

もう1点、最後、決算概要の中の4ページに、決算の比較という項目がございまして、18年度と19年度の比較表が載っております。この中で繰越金であります。これが18年度と19年度で、18年度が3.9%で、19年度は構成比として7.3%として増えているわけですが、この主な理由について伺いたいと思います。今後の運用については、後でお伺いをしたいと思います。

います。

以上です。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 国民健康保険の事務は、19年度は住民水道課という組織で当たっておったところですが、20年度につきましては、機構改革の一環として、保健福祉課で取り扱うということでありました。今までは国保会計事務については、会計事務に主眼を置いて、保険者としての被保険者への健康指導には余力を入れていなかったのが実態でございます。今年度から保健師、管理栄養士もスタッフに加わり、保健指導にも保険者としての事業展開ができるようになりました。また、町の健康を考える上では、事後指導も大切ではありますが、町民の体力づくり、食育が健康への基礎であることと考えておりますので、今後はこれに力を入れていきたいと思っております。

次に、疾病予防の人間ドックの件でございますけれども、現在の要綱では70歳ということでありまして、後期高齢医療制度も発足したことから、74歳までに引き上げる考えで、今、取扱要綱の改定作業中でございます。

決算の比較ですけれども、繰越金が7.3%という高率になっておりますけれども、これは先ほども申し上げましたけれども、前年度8,300万円という繰越金があることから、高くなっているということでございます。18年度から19年度への繰越金が高かったということでございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第11号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第11号は原案のとおり認定することに決しました。

ここで、1時15分まで休憩といたします。

（午後12時01分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

議案第12号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第16、議案第12号 平成19年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第12号 平成19年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここに提案申し上げます。

平成19年度の決算につきましては、歳入で11億5,805万8,932円、歳出で11億2,624万2,636円となり、3,181万6,296円が繰越金という結果になりました。19年度におきましては、入・通院患者数の増加や1人当たりの医療費が前年度と比較して上回ったことにより医療諸費等が増加しております。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） では、決算概要の2ページより説明いたします。

平成19年度の決算は、歳入総額11億5,805万8,000円、歳出総額は11億2,624万3,000円で、前年度と比較しますと、歳入では1億2,770万6,000円の増額で12.4%の増です。歳出では、9,750万3,000円の増額で、9.5%の増となりました。

下段の保険加入者の推移は、18年度より76人減の1,641人です。

3ページをお願いいたします。

上段の医療費の推移は増えていますが、件数と医療費の伸び率が若干異なり、1人当たりの医療費が伸びているという現象が起きております。

続きまして、決算書の5、6ページの事項別明細書の歳入より説明いたします。

歳入、1款支払基金交付金ですが、これは社会保険や労災保険組合等の保険者が50%拠出されるもので、5億9,139万円の決算となりました。

次に、2款国庫支出金は3億7,424万9,860円、3款の県支出金は8,986万464円、4款の繰

入金は町一般会計からの9,170万6,000円で、この3つの科目を公費負担と称しまして、50%を負担することになっていまして、国が33.3%、県が8.33%、町が8.33%となっております。

繰越金は18年度会計の繰越金で161万2,785円です。

諸収入は雑入として923万9,823円で、これは第三者納付金でございます。

以上、歳入合計は11億5,805万8,932円です。

続きまして、歳出に移ります。

医療諸費は11億487万527円でした。

諸支出金につきましては、償還金として1,760万9,577円で、これは18年度分精算の支払基金分の償還金分でございます。

続きまして、繰出金ですけれども、町一般会計への繰出金で376万2,532円です。

歳出合計が11億2,624万2,636円でございます。

続きまして、9ページの実質収支に関する調書でございますけれども、歳入から歳出を引いた実質収支額が3,181万6,296円です。うち18年度からの繰越金が161万2,785円入っております。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成19年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成20年8月1日午前9時30分から、役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに地方自治法233条第2項の規定により審査いたしました。決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数並びに会計記録は正確であるものと認められました。

講評といたしましては、前年度精算の影響により、歳入においては、支払基金交付金の歳入欠陥、歳出においては、医療給付費の多額の不用額が発生しております。国・県等の動向把握と予算を精査することにより、予算規模を抑え、歳入欠陥を防ぎ、不用額を抑制することができたと考えます。

平成20年度から後期高齢者医療特別会計に移行としたところですが、その後期高齢者医療特別会計においては、予算の十分な精査に努め、国・県等の動向に注視し、適正な予算編成及び執行を要望いたします。

なお、詳細につきましては、平成19年度御宿町決算審査意見書により報告してございます。
以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第12号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第12号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第13号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第17、議案第13号 平成19年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第13号 平成19年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本決算につきましては、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を受けましたので、ここに提案するものでございます。

決算の概要といたしましては、歳入総額5億9,256万6,700円、歳出総額5億7,010万3,587円、実質収支額は2,246万3,122円となりました。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） それでは、決算概要書の6ページの決算収支についてご説明いたします。

平成19年度の決算は、歳入総額5億9,256万6,700円で、前年度より3,875万6,000円の増額、7%の増でした。歳出総額は5億7,010万3,578円で、前年度と比較しますと4,610万2,000円の増額です。8.8%の増でした。実質収支は2,246万3,122円の黒字でありましたが、18年度の

繰越金が2,980万9,044円あったため、単年度収支は734万5,922円の赤字でした。

続きまして、決算書より説明いたします。

5ページの事項別明細書、歳入より説明いたします。

介護保険料、調定額9,636万5,700円、収入済額は9,487万3,390円で、収納率は98.45%でございました。

次に、分担金はなしです。

3款使用料及び手数料ですけれども、調定、収入とも9,400円でした。

次、国庫支出金1億2,872万9,570円の調定に対し収入済額も同額でございます。

次、支払基金交付金、調定、収入済額ともに1億6,538万250円でございます。

7、8ページをお願いいたします。

県支出金につきましては、調定、収入済額とも8,402万2,209円でした。

7款の繰入金でございますけれども、調定、収入ともに8,963万9,000円でした。これはすべて町の一般会計からの繰り入れです。

次に、9、10ページをお願いいたします。

繰越金については、2,980万9,044円でした。

諸収入ですけれども、10万3,837円で、保険給付費の返還と認定調査の受託事業収入でございます。

以上、調定額5億9,405万9,010円に対して、収入済額は5億9,256万6,700円です。

歳出について、11、12ページをお願いいたします。

1款総務費ですけれども、2,078万944円で、総務管理費としては1,192万1,512円で、介護事務に当たる事務職員の人件費及び電算費等の費用でございます。

次に、徴収費ですけれども、65万7,531円で、これが賦課徴収に係る費用でございます。

次に、介護認定審査会費ですけれども、816万1,089円の支出ですけれども、その内訳として、認定調査費として608万643円で、認定のための臨時職員の人件費と、13、14ページの認定調査、広域事務組合の共同設置負担金が主なものでございます。

次に、2款保険給付費ですけれども、支出済額が5億3,156万1,437円で、その内訳は備考欄のとおりでございます。主なものは、居宅介護サービスと施設介護サービスの給付費です。

15、16ページをお願いいたします。

3項財政安定化基金拠出金53万1,479円は、介護保険給付財政安定化基金に資するため拠出するものです。国・県・町が3分の1ずつ負担するものでございます。

次に、4款の地域支援事業費923万9,792円は、地域包括支援センター運営費とし、介護予防事業の展開のための職員の人件費や介護予防啓発普及事業が主なものでございます。

次、17、18ページをお願いします。

諸支出金798万9,926円、これは保険料の還付や国・県支払基金への返還金と、最下段の繰出金として、18年度町一般会計への精算分の繰り出しです。

21、22ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますけれども、歳入から歳出を差し引いた額が2,246万3,122円で、実質収支額も同額でございます。基金については5,311万8,000円で、19年度中は積立金がありませんでしたので同額となります。

以上で説明を終わります。

議長（新井 明君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） 平成18年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成20年8月1日午前9時30分から、役場会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方自治法233条第2項の規定により審査いたしました。決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であるものと認められました。

講評といたしましては、介護保険制度が見直され、介護制度の重点が介護予防に置かれることとなり、介護予防サービスにかかる経費が新たな需要を増して、大きく増加しました。加えて、高齢者の申請により保険料給付費の総額を大きく増加することになりました。こうした状況を踏まえ、公平性や相互扶助の観点から、不納欠損や歳入未済の減少に努めるとともに、利用者がサービスを安心して受けられる制度や環境づくり、介護保険事業の健全な運営になお一層の努力を要望いたします。

詳細につきましては、平成19年度御宿町決算審査意見書によって報告してございます。

以上でございます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 決算概要のところでございますが、11ページ第4表、地域支援事業

費決算状況ということで、今、監査委員のほうからの指摘もあったところではありますが、介護予防事業及び包括的支援事業ということでありますが、包括的支援事業、決算書のほうを見ますと、減額補正もされておるようでございます。特に、包括的支援事業など、たしか19年度から本格的に始まったかというように理解をしておりますが、この事業を1年やってみての経過について、予防事業、支援事業についてまず報告を受けたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 瀧口保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 地域支援事業の減額ですけれども、20万5,000円の減額となっておりますけれども、包括支援事業というのは、町の独自の事業でありまして、特にウエイトを占めているのは職員の人件費でございます。保健師と社会福祉士ですが、その方の人件費が主に構成を占めているところでございますけれども、現在、御宿地域包括支援センターという名のもとでいろいろ事業を展開しているところでございますけれども、B & Gの海洋センターを主体として、アスレチック等の訓練の仕方とかで、歩行の強化とか、あと社会福祉協議会を主体として、ホットサロンでいわゆる介護老人、特に指先の機能の低下とか、歩行の機能の低下とか、そういう訓練等を指導しているところでございます。

海洋センターでの利用は、約30名の方が利用しているところでございます。また、社協に委託して催しておりますホットサロンについては、既に50名程度が参加しておりまして、これは主にボランティアさんの協力をいただいてやっているところでございます。

今後の支援のあり方としては、いかに町が事業展開する事業に参加してくれるかということでありまして、保健師や社会福祉士がこまめに戸別訪問をして積極的に参加されるよう進めていきたいと考えています。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 大体概要はわかりました。今回決算ですので、数値的なものしか明示されませんので、特に福祉部門というのは、そういう一つ一つの事業はどうであったかということもあわせて検証しませんと、この費用が何なのかということにもつながると思いますので、ぜひ次回はそうした附属資料としても、もう少し事業内容についての、計画と参加の関係だとか含めて、そうしたことも必要ではないかと思います。

それから、介護保険については、たしか18、19、20年度で一区切りということだったろうと思うんですね。ですから、多分、今年度、来年度に向けての3カ年計画ですね。またそうしたものもつくるやにも伺っておりますが、そうしたものを踏まえて、先ほど医療のほうもそうですし、介護のほうも一課でやっていますし、総合的に関連する事業だと思うんですね。です

から、午前、午後に同じ日にやるとか含めて、別な日に、例えば半日ぐらいで終わる内容について、ちょっと細かく内容はわからないんですけども、それを別々にやるんだったらば、1日に午前のところでやって、医療と介護といいたいでしょうか、それを同時に済ませるというようにすれば、今の送迎サービスとか、いろいろあるとは思いますが、そういうのも例えば2回、1回で済むのかなということも考えられるんですね。ただ、参加者が違うということもあるかもわかりませんが、そうしたことも踏まえて、相互連携できると思いますので、その辺を事業精査して、あなた方に、事務担当のほうに言えば、効率的に、しかも住民のほうも二度、三度と、それもまたいいこともあるかもわかりませんが、そういうことも今後検討していく必要があるのじゃないかなと、ちょっと思いますので、次年度に向けての計画づくりについては、充分含めまして対応をお願いをしたいと思います。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第13号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第13号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第14号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第18、議案第14号 平成19年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第14号 平成19年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本決算は、地方自治法第233条第2項の規定により、去る8月1日、監査委員の審査を受けましたので、同条第3項の規定により議会の認定に付するものです。

本決算の規模は、歳入総額30億7,137万6,863円、歳出総額29億2,304万7,198円であり、歳

入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億4,832万9,665円となり、この額から翌年度に繰り越す財源を引いた実質収支額では、1億4,797万6,665円の黒字決算となりました。

平成19年度は、御宿小学校の耐震補強工事や災害復旧事業費の増により、歳入歳出総額は前年度規模を上回りました。

税源移譲も行われ、三位一体改革の効果として、自立かつ特色ある地域経営が厳しく求められておりますが、地方財政も国と歩調を合わせた歳出改革路線が強く示されている中で、財源確保が非常に厳しい状況は変わりありません。

職員の創意工夫や住民の方々の協力により財源を捻出し、自助・共助・公助の視点から、産業振興や生活基盤整備、医療、福祉の充実など、多様な主体による地域づくりに取り組んでまいりました。

今後も機動的かつ効果的な行財政運営はもちろんのこと、知恵と工夫で新たな原動力を生み出し、住民サービスへと還元してまいりたいと考えておりますので、認定方をよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第14号 平成19年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算収支でございますが、決算書の107ページ並びに決算概要の12ページをお開きください。

平成19年度一般会計決算は、歳入総額30億7,137万6,863円、歳出総額29億2,304万7,198円で、歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支では1億4,832万9,665円の黒字決算となりました。また、平成20年度への繰り越し事業に係る翌年度繰越事業充当財源35万3,000円を差し引きしました実質収支額は1億4,797万6,665円となり、実質収支額の標準財政規模に対します割合であります実質収支比率につきましては7.1%となりました。

なお、平成19年度のみの実質的な収入と支出の差額であります単年度収支につきましては、4,315万8,150円の赤字となりましたが、この単年度収支の中には、財政調整基金への積立金も含まれておりますので、これを含めました実質単年度収支は3,707万9,850円の黒字となりました。

単年度収支における黒字幅の減少は、限られた財源の効率的配分といった行政運営の原則に照らしますと、単純に財政の悪化という判断はできませんが、平成19年度予算編成時から財

源確保に向けて非常に厳しい状況が見込まれており、平成18年度からの純繰越金という形で、単年度の不足額を補う厳しい財政運営の状況が要因の一つとして挙げられます。

また、実質収支額につきましては、住民サービスへの効果的な還元を考慮しますと、依然として大きく、将来需要を見据えた各種基金への積み立てを行うことにより、その額は縮小されますが、国・県支出金のほとんどが出納整理期間である4月、5月に収入されるため、3月末までの資金収支が非常に厳しく、ゆとりのない財政運営の中で、年度内における剰余金の基金積立てには判断に苦慮することから、実質収支額は膨らみやすい傾向にあります。

次に、歳入歳出の決算の特徴でございますが、決算書の5ページ、6ページをご覧くださいと思います。

初めに、歳入決算の予算額と決算額の比較でありますけれども、6ページの右端下段、歳入合計の欄になります。歳入予算現額に対します収入済額との比較でございますが、8,009万8,863円の増となり、予算現額に対する収入済額の比率は102.7%となりました。

歳入決算額が予算現額を上回った要因につきましては、平成19年度から実施されました「頑張る地方応援プログラム」第1次の採択を受けまして、特別交付税が増収したことや、突発的な需要に対応するため、地方譲与税や県関係工事分の一部を留保したこと等によるものでございます。しかしながら、一部において歳入欠陥となった科目があることや、公営住宅使用料や町有財産貸地料の分割納付による未収金など、今後一層の予算精査、収入確保に努める必要があると考えております。

次に、歳入の構成割合につきましては、決算概要の13ページをご覧くださいと思います。

歳入決算の状況は、第2表のほうに、歳入総額30億7,137万6,000円、前年度と比較いたしますと、6,948万1,000円の増額となりました。増額の主な要因といたしましては、御宿小学校校舎及び屋内運動場に係る耐震補強工事に伴い、国庫支出金や町債が増加したほか、繰越事業に係る充当財源の影響が挙げられます。

歳入構成比を見ますと、町税が最も高く32.8%を占めました。決算額では10億696万1,000円で前年に比べ5,002万7,000円の増になっております。増額の主な要因といたしましては、税源移譲や定率減税の廃止等による住民税の増収であり、決算額を比較いたしますと、5,217万3,000円の増となっています。

また、町税全体の57.7%を占めます固定資産税は、地価の低下等により土地において767万4,000円の減となったものの、新築家屋の増加や償却資産における課税客体の増により、総額

では前年度に横ばいとなる5億8,075万5,000円となりました。

地方譲与税は5,301万3,000円で、所得譲与税が廃止されたことにより、5,255万4,000円の減となりました。

3款利子割交付金から8款自動車取得税交付金までの県関係交付金につきましては、景気低迷の影響を受け、それぞれ減少傾向が伺えます。

地方特例交付金は、減税補てん特例交付金の廃止により、1,228万1,000円の減となりました。

地方交付税は、前年度に比べ369万7,000円増の8億237万3,000円となり、歳入全体の26.1%を占めております。

普通交付税につきましては、税源移譲の影響等により、前年度に比べ1,874万3,000円の減となりましたが、特別交付税において、産業振興施策や防災対策、日西墨交流400周年記念事業が「頑張る地方応援プログラム」第1次の採択を受けたことから、前年度を大きく上回る8,432万1,000円となりました。

分担金及び負担金は、2億8,467万3,000円で、清掃センター補修に係るいすみ市負担金の増により、前年度比1,046万4,000円の増となりました。

使用料・手数料は、総額6,333万円で、対前年度比453万8,000円の減となりました。主な要因は、パークゴルフ場及び御宿台テニス場について、平成19年6月から指定管理者制度を導入したことや、町営駐車場利用者の減少が挙げられております。

国庫支出金につきましては、御宿小学校校舎や屋内運動場の耐震化に係る安全で安心な学校づくり交付金1,865万4,000円が交付されたほか、災害復旧費国庫負担金が前年度からの繰越分により大幅に伸びて、対前年比4,773万1,000円の増となりました。

また、県支出金におきましても、前年度に比べ3,578万8,000円の増となり、主な要因は、繰り越し等による岩和田漁港整備事業費の影響を初め、参議院議員選挙や県議会議員選挙に係る委託金、さらに県民税取扱費が大幅に伸びたことによるものであります。

続いて、財産収入ですが、2,070万2,000円で、前年度に比べ1,621万3,000円の減少、町有地売払収入の減少によるものです。

次に、繰入金につきましては、老人保健特別会計、介護保険特別会計からの精算繰り入れによる600万1,000円となりました。前年度は預託金の返還のあった土地開発基金からの繰り入れで1,000万円を行ったこと等により、前年度と比べまして1,174万5,000円の減となっております。

また、繰越金につきましては、平成18年度からの純繰越金及び繰越事業充当繰越額であり、前年度より1,497万8,000円増の1億9,373万8,000円となりました。

諸収入が、JR返還金や町営プールの売店収入など5,209万5,000円の収入となりました。前年度は七本集会所に係る宝くじの助成金を受けていることから、前年度に比べますと461万8,000円の減となっております。

町債は、1億7,784万9,000円を発行いたしました。災害復旧事業や岩和田漁港整備事業等の繰越事業費に伴う、普通建設事業の増加影響を受け、発行額は前年度に比べ929万8,000円の増です。発行総額のうち1億3,000万円が普通交付税の振替措置である臨時財政対策債であり、公債残高につきましては1億4,189万9,000円が縮減されています。

次に、歳出でございますけれども、決算書の9ページ、10ページ、並びに決算概要の13ページ下段をご覧くださいと思います。

歳出予算現額に対します支出済額の比較につきましては、10ページ下段でございますが、予算現額29億9,127万8,000円に対しまして、支出済額が29億2,304万7,198円で執行率97.7%。また、繰越分を除きました不用額は3,385万7,302円となり、実質上の執行率は98.9%となっております。

目的別歳出決算の状況でございますが、決算概要13ページ下段の第2表(2)でご説明をさせていただきます。

議会費は、対前年度で6.1%の減となります6,349万6,000円となりました。縮小の主な要因は、議員定数の改正による議員報酬の影響や事務管理経費の抑制によるものでございます。

総務費は、歳出構成割合の20.1%を占め、5億8,759万4,000円を支出いたしました。支出の主な内容につきましては、庁舎管理経費や各区の運営経費のほか、日西墨交流400周年記念事業関係経費などがあります。前年度に比べ2,745万9,000円の減となりましたが、電算システム管理費など物件費を中心に経常的管理経費を圧縮したことに加え、将来の財政安定化を目的とした財政調整基金や減債基金への積立額の減少によるものであります。

民生費につきましては、6億1,609万6,000円を支出し、全体の21.1%を占めました。主な支出は、平成19年度からスタートいたしました地域包括支援センターに係る運営経費や、特別会計への繰出金、後期高齢者広域連合設立に係る準備経費のほか、保育所運営費等でございます。

衛生費は、4億9,429万9,000円となり、前年度に比べ1,708万2,000円の増額となりました。主な支出内容は、清掃センター運営経費や火葬場負担金のほか、老人保健や母子保健、国保国

吉病院負担金や水道運営補助等であり、増額の要因といたしましては、清掃センター施設整備費の増額や、夷隅環境衛生組合の負担金の増加が挙げられます。

農林水産業費は、対前年度比40.5%増の7,848万1,000円となり、継続事業である漁港整備事業において繰越等の影響による事業費が大きく増加したことが要因になっております。このほか、農業委員会の運営経費や中山間地域総合整備に向けた事前調査など、基幹産業の振興に努めました。

商工費は、総額で8,761万3,000円を支出し、前年度と比べ955万9,000円の減となりました。減額の要因につきましては、各観光施設に係る管理経費を見直したことや、協働による地域づくりを念頭に、観光イベント企画作成委託を見直したことによるものであります。

土木費は、前年度に比べ246万5,000円増の1億489万円となりました。平成19年度は、県道勝浦布施大原線バイパスへ接続する0106号線の改良に引き続き取り組んだほか、須賀多目的広場前交差点改良や公営住宅管理に取り組みました。

消防費は、1億8,854万3,000円を支出し、839万7,000円の増となっております。夷隅郡市広域消防への負担金が増加したことによるものであります。

教育費は、2億3,521万5,000円となりました。主な支出内容ですが、御宿小学校耐震改修のほか、海と山の子交流事業や外国青年招致事業を実施するとともに、日西墨交流400周年記念事業の一環として郷土の歴史に触れるなど、情操教育の充実を図りました。

災害復旧費は、5,550万1,000円を支出し、公共土木施設災害について、前年度からの繰越分を含め河川11カ所、道路3カ所の復旧にあたったほか、林道、町有財産法面等の災害復旧工事を行いました。

公債費は、4億1,131万9,000円を支出し、構成比では全体の14.1%となっております。対前年度比2,640万2,000円の増となり、臨時財政対策債に係る元利償還金が順次始まること等が増額の要因となっております。

なお、款別の主な事業につきましては、決算概要の24ページから26ページ、主なゼロ予算事業につきましては、27ページとなっておりますので、参照いただきたいと思います。

また、性質別歳出決算の状況につきましては、決算概要の9ページにまとめてございますので、よろしく願いいたします。

以上、平成19年度決算の概要をご説明申し上げましたが、決算審査意見書におきましてご指摘いただいております事項については、充分分析を行い、財政運営の健全化に努め、最少の経費で最大の効果を上げるよう、引き続き努力してまいりたいと考えておりますので、よろし

くお願い申し上げます。

議長（新井 明君） ここで、綱島監査委員より監査報告をお願いします。

綱島監査委員。

代表監査委員（綱島 勝君） それでは、平成19年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして、監査報告をいたします。

平成20年8月1日午前9時30分から、役場中会議室におきまして、貝塚監査委員とともに、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました。

決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿等により精査照合した結果、その計数及び会計記録は正確であるものと認められます。

講評といたしましては、まず実質収支ですが、先ほど説明の中で、単年度収支が4,315万8,150円の赤字となっているというお話もございましたが、これは単年度収支でございますので、将来の負担に備えた基金への積み立てなど、積極的な財政運営に努めた結果ということも言えるかと思えます。

次に、歳入でございますが、一般財源について見ますと、税源移譲や定率減税の廃止により、町税の額は増額したものの、所得譲与税や減税補てん特別交付金の廃止等により、一般財源の総額は減少しております。今後も地価の低迷、家屋の評価替え、景気の低迷などにより、一般財源の確保が厳しい状況になることが見込まれます。

歳出におきましては、経常経費は、住民や各団体の理解を得ながら見直しし、また事務管理の抑制など、内部努力によりまして縮減が進められており、義務的経費におきましても、一般職の削減、特別職の給料減額、議員定数の削減、副町長を置かないことによる人件費の抑制に努めていく結果が、現在の財政が維持できていくと考えられますが、今後こうした状況についても限界があると思われれます。今後社会福祉費が増嵩、また臨時財政対策債の元利償還金が開始されていることなどにより、公債費が大きく伸び、今後の財政の悪化が懸念されるところでございます。

また、財政指標におきましては、財政の弾力化を示す経常収支比率が3.7ポイント増となっております。財政運営がますます厳しくなっていくことがうかがえます。利用者負担の公平性、財源確保の観点からも、住宅使用料やごみ収集手数料、町有地の貸地料などの収入未済額の解消に努めるとともに、税源移譲を踏まえ、徴収体制の強化や的確な課税客体の捕捉により、なお一層の自主財源の確保に努めていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、平成19年度御宿町の決算審査意見書により報告させていただ

いております。

以上、ご報告させていただきました。

議長（新井 明君） ただいまより2時15分まで休憩といたします。

（午後 2時05分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時19分）

議長（新井 明君） ただいまより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 一般会計決算であります、最初に決算概要のほうですが、主要事業の24ページ、総務費、岩和田小学校跡地事業ということで、警備委託費等ということで説明がなっているわけでありますが、またその下のほうにハザードマップ原案作成とかあるわけでありますが、先般の議会の中では、体育館と、いわゆる運動場について、社会教育の一環で貸し出しをするということで整理をしてきたと思っておりますが、旧校舎については、危険ですので、特に使わないというふうになってきたことですね。じゃ、この間ハザードマップも今年の中で配られたわけでありましてけれども、現在もたしかあそこは岩和田地区の避難場所に指定されていると思うんですね。そうしますと、例えば地震などの災害のときには、やはり携帯電話は、この間の教訓の中で使えないということで、やっぱり電話線、電話でも黒電話ですね。一般の電子電話だと100ボルトが切れちゃうと、使えなくなります。だから昔でいえば、まあ押すやつもあるんですけども、ただ線をつなげる電気を使わない電話。ここの役場の中も集中管理ですから、多分1カ所だけになっちゃうんですね、使えるの。ですから、そういういわゆる黒電話ですね、わかりやすく言えば、そういうものを少なくとも体育館に置く必要があるというふう思うんですね。そうしないと、やはりそういう災害時の連絡というものがとれなくなるとかいうおそれがありますね。ただ広場じゃないですから、施設としての避難場所指定していると思いますので、その辺がどうなっているかというのがちょっと不明確ですので、この際明らかにしていただきたいと思っております。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 今は校舎には電話がありますが、議員にご指摘いただいたように避難所になっていますので、早急に体育館への電話設置は対応したいと考えます。通常一

般の方も入れるという場所でありますので、その辺については注意しながら、至急対応したいと考えます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） ただいまの件については了解をしました。至急対応していただけるようお願いいたします。

今年になっても、大規模災害、幸い千葉県は少ないんですけども、多いようですし、今の台風も何か関東地方に向かってというような情報もありますので、素早い対応をお願いしたいと思います。

では、次に移ります。

決算書84ページ、広域常備消防費がのっておるかと思えます。ごめんなさい、その前にちょっと。

40ページ、ここの財産管理費の中で、電話設備借り上げ、テレビ受信料というような項目もあるわけでありますが、先般町長も、いわゆる地デジですね、これについて、やはり中継局の整備という形でさらに決意を表明されているわけでありますが、具体的には一般道路の全く平らな状況で、今後どうなのかというような心配の声もあるわけでありますが、途中経過の中で、なかなか一般的な報道というのはしばらく部分があるかと思えますが、どこまで来たのか、どういう状況が見えているのか、今現在で、ということの説明をいただきたいと思えます。

それから、同じような内容で、電話というわけではありませんが、いわゆる光通信、これについても町としても積極的に導入を図っていききたいというような話も、この間あったわけであります。地デジでございますので、この2点について、どうなってきたのか、どうしていくのかということについて、お聞かせ願いたいと思えます。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 地デジについての現状というご質問でございますが、従来から町では共聴施設により各地区が管理しているのが現状です。地デジ開始が2011年ですから、近隣市町村同様中継局を設置して地デジ対応できるようにしていただきたいという強い要望があり、町はこれらの意見を取りまとめ、関係機関に要望してきたところであります。今年4月に共聴施設連絡協議会の会長さんも町長に同行し、NHK千葉放送局に中継局設置についての要望をいたしまして、局長からは、具体的に前向きに検討すると回答をいただいたところでございます。7月に担当者が総務省に出向きまして、NHKを含めます民間事業者等の会議が開かれました。その段階では、NHKは受信料でやっておりますが、民放については1社、およ

そ3,500万円の経費を要するという話でございまして、当初の計画の中にはないが、町を挙げての要望があり、まずは技術面の検討をしたいという答弁であります。

勝浦中継局が今年暮れから試験電波を出しますので、その試験電波を受けて、中継局設置が技術的に可能なかどうかというのをまずやっていきたいということでありました。これについては、共聴組合の組合長さんにお集まりいただきまして、5月27日に説明しております。その後、8月に、具体的に御宿町のこの場所については、高さ何メートルあって、その場所には町有地がないのかどうかという問い合わせが数件来ております。ということは、技術的には実際に調査を進めているということでありまして。

いずれにしろ、年明けには具体的にどういう状況になるというのははっきり出てきますし、民放の経営的な判断のところについて、今後町長が先頭になって要望してまいりたいというふうに考えております。

あと、ブロードバンドにつきましては、光通信の関係で、千葉県南部については、NTT以外の事業者が参入がないという状況が判明してまいりました。この近辺でいいますと、御宿町についてはまだ、御宿台しかブロードバンドが来ておりません。これについては、かねてから商工会を中心にご相談申し上げてありまして、例えば光町ですとか白子町ですと、町と商工会が協力して、住民の皆さんに加入をお願いするという対策はやっておりますし、勝浦市でもやっぱり商工会と市が協力し、加入をお願いしています。

NTTが今出している条件とは、1,000世帯が加入しないと、条件的には無理ですよということではありますが、その後、やはり町としての熱意がある程度、その設置に向けてNTT側の判断にも影響しますので、町商工会とあわせて、住民の皆さんにお知らせしながら、加入協力についてお願いしていきたいと思っております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 前向きな方向で頑張っておられるし、

引き続き頑張っていただきたいというふうに思っています。特に地デジ、基地局というか中継局をつくっても、やはり視聴できないところは当然出てきますし、そういう中では、今、放送通信の融合化ということも総務省あたりで検討されておりますし、衛星通信と、あと光通信で、相互補完で、いわゆるテレビ放送が視聴できるという環境も、一方では考えられておるようでございますので、やはり双方向からきちんとやっていただくということが大切なことではないかなと認識しておきます。

次に、64ページであります。環境衛生費、ミヤコタナゴ保護委員報酬並びにミヤコタナ

ゴ保護増殖事業についてお伺いします。平成19年度の事業内容ですね、それから今後について、あわせてご報告いただきたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 事業内容は、休耕田の水田の復旧が約1,940平方メートル、他水路整備が主な内容でございます。

今後の方向性ということでございますけれども、関係者と連絡を密にとりながら、今後は協議をしていかなければ、いろいろな問題があるということで、認識しております。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 御宿小布施小学校交流自然観察会。いわゆる小学校自然観察会が入ったわけですが、私も視察させていただきましたけれども、大変子供たち、さらに学校の先生方にも大変好評で、次の日には何かお礼に伺ったやに聞いております。

そうした経過の中、今年はさらにそれを拡大してきたということもあったかと思うんですね。今年も地元の区長さんなども当日参加されておりまして、今後はこれから行われる中山間整備事業、こうしたものとの連携も図ってきたやにも伺っております。そうした意味まで、やはりこのミヤコタナゴというものが、国の天然記念物である同時に、やっぱり御宿町の誇りでもあるし、宝でもあるということが、何というんですか、そういう一つ一つの事業で、今まで点であったわけでありまして、少しずつではわかりませんが、線になって広がってきたのかなというふうに思います。

ただ、私も見させていただいたわけですが、大変生息状況は年々本当に厳しくなっているというところもあると思うんですね。中山間の人たち、農家の人たちも含めて、御宿町でこれからの農業ということを、やはり真剣に考えてきて、いわゆる一口でいえば観光農業ということが一つの切り口なのかなということで、中山間のその方向性も見えてきたというふうに思うんですね。

ですから、そういうものともさらに連携を深めていただきながら、ミヤコタナゴで一応基本計画つくってきているわけですから、一応基本的な調査については終わっているというふうに思うんですね。だから、具体的な、本当に継続してできる、また本当に町民皆さんの宝として、ミヤコタナゴが生息できるということも、もっともつと広めていく必要があるかなというふうに思うんですけれども、その辺の考え方というか、これからについてどういうふうに考えておられるのか。

議長（新井 明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） 昨年、小学校5年生、御宿小布施小の子供を対象に、ミヤコタナゴ生息地である自然観察会、動植物の自然観察ということで、昨年は10月10日に1回開催をいたしました。議員さんおっしゃるように、地域の方々、農地が休耕しているなかで、林道の草刈り整備とか、いろいろな形でご協力いただきました。

本年度、昨年度末におきましては、ボランティアの方々によって、休耕田を耕作できるような形にさせていただいて、今年度は田んぼをつくっていただいたという経緯があります。今年度に入りまして、同じく御小、布施小の5年生の子供たちが、5月27日に、田植えの終わった後の状況を観察しております。そのときには、やはり専門の先生にご来場いただきまして、子供たちに直接指導していただいたという経緯もありまして、学校からは大きな評価を得ていると思います。この後、今年度3回の予定で、7月には清水川の自然観察をしたんですが、10月にはまた打越谷の場所を春と秋の違いを見せたいということで、先生をお呼びしているところです。

今後のことについては、環境担当と当教育担当のほうで協議はしていますが、今、中山間の話が出ましたが、やはり田作りをしていく人が出てくれるのが一番いいんですが、そういったことも含めて協議していくのには、農政班との協議も連携も深めていかなければいけないというふうに思います。

議長（新井 明君） ほかに質疑ございますか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） わかりました。

次に、68ページであります。じん芥処理費の委託料であります。いわゆる埋立地、処分場の適正化ということで、210万円ですか、のっているわけですが、この策定した成果物と申しましょうか、計画書というのはちょっとまだ見ていないんですけども、どんなような状況になっているのでしょうか。

これにつきましても、この間もうかなりたちますよね。たしか現町長が町長になられた明くる年に、清掃センターの改修工事、またダイオキシン問題で大変大揺れに揺れた中で、皆さんにもその内容についてご了解をいただいた経過があるかと思うんですね。そうした流れの中で、この処分場のいわゆる安定化、適正化ということも検討されたというふうに、私も理解しているわけですが、随分たつわけでありまして。

何か、この間、来年にもやりそうなような話で、一向に実施に入っていないというような流

れになっておるだろうと思うわけでありますが、もうこれでこの計画が策定されれば、すぐ実施ということなんでしょうか。それも含めまして、この適正化計画についての。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） このほど県と協議事項ということで確定いたしました。流れ的には、埋立地ののり面、勾配の決定をするものが主なものでございました。あとは排水施設の検証ということで、おおむね県との協議は整っております。

ただ、実際、これから細かい設計段階に入らなくてはいけないというものがまだ残されてございます。そういう中で、なるべく自前で、何とかできるものについてはやっ払いこうという考えを持っておりますけれども、いずれにしても、早期に実施をしたとは考えております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） わかりました。

これは今現在想定されている適正化に関する費用、いわゆるパテント方式ですか、工事費。それは実施計画にも盛り込まれておるかなとは思いますが、今現在で幾らぐらいという形で予定されているんでしょうか、想定といいましょうか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 当初の設計でいきますと、約1億円ぐらいかかるというお話がございました。その中で、幾つかの工種をはしょれるような考え方もちょっとありますので、詳細設計については、まだ計算をしていませんが、そこまではいかないんじゃないかと考えています。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） やはり皆さん心配されておりますので、なるべく早く着工されるようお願いします。

次に、移ります。72ページ、これは農業振興費の中の有害鳥獣駆除委託並びにイノシシ被害防止対策補助ということですが、この19年度の実績ですね。

それから、先般、5月でしょうか、県は、いわゆるイノシシ肉に関する衛生管理ガイドライン並びに野生鳥獣対策推進方針というものを19年度に策定して、県としても抜本的な対策ということを進めているようなことも聞いておりますが、イノシシ対策等について、特にまた最近、ハクビシンだとか、またうちの近所でもキョンという動物が出て、それが出て農作物を荒らしたということもあるんですけれども、それが出て、たまたまびっくりをして、倒れてけがをしたというような事例もあるようでありますので、確かに山里も含めて整備して、共存共栄

というのが望ましいわけでありますけれども、まだそこに行くには、かなり住民の皆さんの理解と協力も必要ですし、時間もかかると思います。この短期の中で何ができるかということ、やはりこういうシステムを効率的にやっていく必要があるのかなというふうにも思うわけでありますけれども、実績と方針についてお伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、有害駆除の関係ですが、昨年がイノシシについては実績として90頭です。小動物については、アライグマが6頭、ハクビシンが9頭、タヌキが8頭、アナグマが1頭ということで、計24頭捕獲しております。

電気さくにつきましては、本年度は全体として57カ所、1万940メートル、また物理さくとしては、今年度は2カ所、450メートルという実績がございました。

先ほどのキョンにつきましては、おりでの捕獲が難しいという状況もございますので、今後、猟銃による一斉捕獲は安全性に問題もございますが、猟友会と協議して進めていきたいと考えております。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。次に移ります。

最後ですが、84ページ、これは消防費、常備消防費ということで、広域消防費が出ておるわけですが、たしか私が広域議員であったときに、広域消防本部の操作卓の改修について、その計画をつくるということで、私も見させていただいたんですけれども、大変老朽化しております。例えば通報を受けたときに、動態図を見て現場を確認するというのが実態でございます。救急車などについては、GPSを配備させ、電話番号を入れれば、すぐぱっと住所地が出るというようなことになっているんですね。それが今どうなっているのかということですね。

先般火事が、つい最近2件あったと思うんです。この2件について、1件も非常に、最初のやつも聞きづらいじゃないですか。その火事についても、場所の指示が非常に聞き取りづらくて、私、消防隊員、大変困ったんじゃないかと思うんですね。その次のやつも、これもわかりづらかったし、私、現場に行こうと思ったんですけれども、途中でこの高山田地先で消防車が曲がりますので、行ってみたら、消防車がとまっていたんですけれども、火災の状況からして、ここだったのかなと思ったら、どうもそうではなかったということで、そうしたいわゆる火災時の指示ですよ。

それともう一つ、これは前からあるんですけれども、それは今、1回目については私が、消

防本部から直接本庁の防災機器に指令、要するに直接放送される。ただ、鎮火放送というのは、これはたしか町が行っていると思うんですね。ですよね、鎮火放送。

まあ、どちらでもいいんですけども、鎮火放送というのは時間がありますから、要するに皆さん、心配されているわけです。ですから、どこそこのどういう火災については、こういう形で鎮火しましたと。わかりやすく、やはり放送するというのも、大変大事なんじゃないかと思うんですね。ですから、初動の放送、それから鎮火のときの放送というのを、さらにこれは精査する必要があるというふうに思いますけれども、それについて説明してください。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 広域消防の消防指令センターにつきましては、平成20年度の当初予算で、計上をされてございまして、本日入札を執行するというのを聞いております。工期につきましては、3月中旬ということ聞いています。

これにつきましては、概要の中で説明させていただきましたけれども、まず、現在の司令センターは、平成2年から供用しているということで、議員ご指摘のように、17年間経過しており、大変老朽化しているという中で今回、改修を行うわけですが、司令

としましては、指令台を2台設置し、同時に4つまで受信可能となるということでありませう。

また、表示盤につきましても、これまでと比べ、かなり大きな、65インチの液晶プロジェクターで災害地点の拡大地図表示等ができるということでございます。

それから、指令電送装置としましては、指令起動ボタンを押しますと、約20秒で本署及び各分所へ自動的に送信される。災害地点、目標物、現在の気象状況はどのようなのかという情報を、目で確認できるということでありませう。

また、音声合成装置ということで、予告指令は通報を受けている最中に、町、建物火災入電中等の内容を各署へ放送し、出動司令はさらに詳細な内容で、町、商店付近等、建物火災等の内容を機械で作成した音声で自動的に放送が可能です。

このような改修が今年度中になされるといいうことでございませう。2点目に、ご指摘をいただきました、2件の火災につきましては、放送が聞き取りにくかったということでございませうが、広域消防へ火災放送の訓練をしていただくとともに、機器の点検もしてくださいということを申し入れませう。

それから、鎮火放送につきましても、わかりやすい放送を心がけていただきたいということも、あわせて依頼したいと思ひます。よろしくお願ひ申ひませう。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第14号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（新井 明君） 挙手多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり認定することに決しました。

発議第1号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 日程第19、発議第1号 御宿町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者、川城達也君、登壇の上、説明願います。

（3番 川城達也君 登壇）

3番（川城達也君） 3番、川城達也でございます。

発議第1号。

平成20年9月18日。

御宿町議会議長新井 明様。

提出者 御宿町議会議員 川城達也。

賛成者 御宿町議会議員 中村俊六郎、石井芳清、松崎啓二。

御宿町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。

地方行政の運営は依然として厳しく、創意工夫によりさまざまな改革が進められておりますが、御宿町議会においても、行政とともに議員一人ひとりが財政多難な現状を直視し、安定した町づくりと行政改革を推進するため、政務調査費の支給額を5,000円から3,500円に減じ、また、透明性を確保し適正な運用を明確化するため、収支報告書に領収書の添付を義務づけ、議長は収支報告書が提出されたとき、必要に応じて調査を行うことができる規定を加えるものであります。

なお、附則として、この条例は、平成21年4月1日から施行するものです。

以上でございます。

議長（新井 明君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

発議第2号の上程、説明、採決

議長（新井 明君） 日程第20、発議第2号 御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者、川城達也君、登壇の上、説明願います。

（3番 川城達也君 登壇）

3番（川城達也君） 3番、川城達也でございます。

発議第2号。

平成20年9月18日。

御宿町議会議長新井 明様。

提出者 御宿町議会議員 川城達也。

賛成者 御宿町議会議員 中村俊六郎、石井芳清、松崎啓二。

御宿町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

別紙のとおり、御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由。

地方自治法の改正に伴い、第100条第12項に協議調整の項目が新設され、現行の規定が1項ずつ繰り下げられたため、御宿町議会会議規則において引用している法律の項番号並びに字句の改正をするものです。

改正の内容は、第28条、第29条、第38条及び第112条は字句の整備を行うものです。

また、第120条は、条文中の法第100条第12項が1項繰り下げられたため法第100条第13項に

改めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上でございます。

議長（新井 明君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議長（新井 明君） 3時10分まで休憩といたします。

（午後 2時53分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

一般質問

議長（新井 明君） 日程第21、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることはできないことになっていますので、御注意ください。

発言を許します。

小 川 征 君

議長（新井 明君） 通告順に、7番、小川 征君、登壇の上ご質問願います。

（7番 小川 征君 登壇）

7番（小川 征君） 7番、小川でございます。

議長のご了承を得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

私の公約でございましたが、御宿町の自然を守り、町の活性化のため、各産業の振興に力を

注ぐとともに、安心した住民生活を確保することを念頭に議会活動を進めているわけですが、このところ世界的な原油高騰により、漁業においては、去る7月15日、全国20万隻の一斉休漁という前代未聞の漁業関係者による悲痛な叫びともいえる漁業経営危機突破全国漁民大会が東京で開催されました。

また、農業においても、現在1年で一番忙しい稲刈りの時期を迎えて、コンバインの音が響いておりますが、米の価格が低迷する中で、乾燥機などの燃料価格が経営に大きく響いていることは、当然考えられたことでございます。千葉県内においては、農家への補助実施、農業への支援を行うことが新聞で報道されております。

バイオ燃料の普及や内戦という事態の中、食糧確保に関する不安が世界じゅうに広がる中で、我が国の食料自給率は依然低くなっております。魅力ある産業づくりは阻まれて、先行きに大きな不安を抱え、経営自体が危機状況にあります。これでは後継者を増やすどころか減るばかりではないでしょうか。

先ほど、町議会議員一同で、燃料高騰による漁業支援をお願いしたところでございますが、今回補正予算においても対応していただいたようですが、国・県の対策における状況と今後の見通しについて説明をお願いします。

また、御宿町の基幹産業である漁業や農業に対する対策について、お考えがあれば、回答をお願いします。

先ほど、午前中でございますけれども、石井議員の質問の中で、担当課長が答えましたけれども、いま一度対策の考えをお答え願います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、国の動向ということで、ちょっとお話しさせていただきます。

急激な燃油高騰に伴う国の支援事業には、大きく分け、条件つき燃油支援事業、また間接的な手法で、省エネルギー機器の購入助成制度実証を活用した支援事業に分類されます。

条件つき直接燃油支援事業は、5人以上の漁業者グループが操縦の合理化によって燃料使用量を10%以上削減する実証事業に取り組む場合に、燃料費の増加分の9割を国が負担する事業があります。間接的な省エネルギー機器購入助成事業は、ハウス園芸農業者が対象の事業です。この2つの事業は、燃料削減が条件となっております。

一方、原油原材料価格の高騰により、仕入れ等が上昇し、収益が圧迫される中小企業者向けに、利子補給制度があります。国では、燃油高騰に伴う影響を受ける産業に対し、緊急的な支

援事業を行っています。県では、現在県議会開催中であり、議会終了後、そのそれぞれの関係する担当課に連絡及び説明会を実施すると伺っています。

また、町では、先ほど原油価格高騰に伴う水産業振興施策の拡充に関する要望書を、議員全員の要望並びに漁業者90名の要望を受け、真摯に受けとめ、町では農業者含めて支援事業を検討しました。

農業者については、継続的に燃油を使用する御宿町花卉生産組合11名、約47ハウスございますが、ハウス園芸者を中心に検討した結果、ハウス園芸用と自宅等で使用する燃油の区別が不可能であること、また農業者は燃油を一般小売業者から購入しており、農業協同組合が管理することができないことから、今回の支援事業から除外しました。今後、町としても、県の動向を注視ながら、可能であれば支援事業を検討していきたく考えています。

7番（小川 征君） 今、県の定例議会が始まっておりますけれども、そこでこの県のほうも、燃料の高騰について多分検討があると思います。御宿町も、これからはそういった要望を出すわけですね。これからそういった要望を出す予定があるんですか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 要望は今のところ考えておりませんが、既に県のほうでは、ハウス園芸用を中心とした検討に入っていくということまではわかります。

7番（小川 征君） はい、わかりました。

先日の、昨日の新聞で、大分にぎやかになったわけでございますけれども、漁業関係において400万という高額な補助金が見込まれたわけでございます。これは私たちも全議員が賛成した中では、ございますけれども、漁業だけでなく農業もございます。農業に対する考え方は、これからどのようになされますか。これから町長も大変な時期に差しかかりますので、町長のほうからご回答をお願いします。

議長（新井 明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今やっております中山間総合整備事業等を踏まえまして、農業のほうに目を向け、光を当てていきたいと、このように考えております。

7番（小川 征君） それでは、今の言葉、本当に大変うれしく思っていますので、よろしくをお願いします。

質問の2でございますが、県立高校の廃統合により、旧御宿高校が廃校となりました。町民はもとより、PTAの立場からも非常に寂しい思いをしたところでございますが、昨年12月議会において、井上町長より、懸案となっております高校の跡地利用について、非常にう

れしいご報告がありましたが、その後の状況がどのようなものか、あれから半年以上経過をしております。その回答をお願いしたいと思います。

また、昨年県が公募した地域資源を活用した質の高い地域モデル事業として、跡地の有効利用について、調査研究を進めていくとの考えもあるやに記憶しておりますが、そちらのほうの対応はどうなったか、説明をお願いします。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 1点目の経過についてご説明いたします。

議員ご質問の旧御宿高校跡地につきましては、昨年県有地を管理している県の担当部署であります県総務部管財課から町に対しまして、都内で私立大学を経営する学校法人から、この施設をセミナーハウス候補地として紹介があったという情報をいただきまして、その後、その学校法人について、町長が数回訪問しております。また町としても積極的に側面から誘致の活動を行ってまいりました。

昨年と今年の5月に、学校法人の役員の方が現地または役場の方を訪れまして、学校の状況、施設の状況等について視察をされた後、この6月には学校法人側から、施設の視察チーム、いろいろ資格を持った方、建築に詳しい方、職員が8名来町しまして、半日にわたりまして、県職員の説明を聞きながら、旧御宿高校の立地条件、または耐震化等について専門的な視察を行いました。その町の例えばテニスコートとか砂浜とか、そういう施設もあわせて見ていただきました。これについては、東京に帰った後、視察チームとしての意見をまとめて、学校法人の上部に報告することになっております。

先月、その後の学校法人の状況について、担当者に伺いましたけれども、まだ価格の面で検討中だということでありまして。今後も県と連絡を密にしまして対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

2点目のご質問の千葉県町村議会議長会の定期総会の要望に対する回答書ということで、その中で県の候補地として、地域資源を活用した質の高い地域資源モデル事業に、町の地元団体が応募したというお話の経過ですが、これにつきましては、御宿高校の跡地について、町の商工会が組織しております活性委員会のほうから、その話がありまして、内容的には、校舎全体ではなくて、一部教室、例えば2つとか3つとか、それを利用して町の活性化に当てられないかというご提案だと聞いておりますが、時期的にですね、先ほどご説明しました学校法人からの紹介とかち合ったという状況がございますので、それについては学校全体をという申し込みですから、その条件の中で、とりあえず取り下げという状況では聞いております。そっちを優

先させて検討をしているということであります。

7番（小川 征君） 今、説明をしていただいたわけですが、もう少し早く、積極的にできないものかなど。これ財務課のほうに回っていったと今お聞きしましたけれども、町が早期に購入して、何かの施設用地として誘致する方法はないものかと、もっと早く積極的にやっていただきたいなど、こう思っております。

ご説明のとおり、これからもその跡地を有効利用に使っていただきまして、各事業主に誘致していただくよう、これを期待したいと思います。

それから、公共用地を活用した町づくりも一つの方法かと思いますが、天の守の町有地について、昨年でしたか、隣接地を購入しましたが、その後何らかの活用策を検討しているのでしょうか。また将来的に、どのようにあの広い財産を活用するのか、お答え願いたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 町は天の守のほかにも、かなりの町有地を持っているのが実情でありまして、それについて適正に民間に譲渡して、固定資産税を課税する。また、利用されていない町有地を町の活性化に役立てることが重要と考えております。特に広い天の守については、議員おっしゃるように、活性化の一つの方法ですが、今の経済状況ですと、なかなかその広い土地に入られる企業が何かあるか、明るい見通しがあるという状況には必ずしもありません。

ただ、今後、いろいろのご意見をいただいておりますと、町と、あと民間、または議会等も含めまして、検討会なり何なりを立ち上げていきたいというふうには考えております。

7番（小川 征君） 今のお答えでございますけれども、十分頭の中に置いていただいて、これから活用することを願いたいと思います。

第3点目、9月に入りまして、いわゆる台風シーズンを迎えたわけですが、ここ数年、地球温暖化による気象の変化のせいか、1時間に100ミリ、150ミリという突然の豪雨による災害で死傷者が出ているニュースもございます。

昨年は隣の市でも、豪雨による土砂崩れが発生しておりますが、また、雷、竜巻といった、今までに余り念頭になかった災害による被害が発生しているようです。いわゆる想定外の範囲外といった状況の中で、あらゆる災害に対する心の対策を検討する必要があると思います。

また、高齢者が住んでいる中で、特に一般的に対策というよりも、御宿町の特性に合った誘導避難が重要だと考えますが、特に今まで発生していないような想定外の災害に対する調査対応に対する町の状況や考え方を、回答お願いいたします。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） ただいまの議員のご質問にございましたように、近年の災害は、過去最大、過去最多、過去経験がないというような表現を、マスコミ等で多く耳にしておるわけでありまして。多くの災害が、今までない規模で発生し、これまで同種の災害がほとんど起きていない地域で発生するなど、災害は大規模化、多様化、複雑化の様相を呈しておるところであります。

昨年7月の台風4号では、御宿ダムの雨量の観測所で1時間に最大65.5ミリを記録するという大雨が降り、地盤が緩んだことにより、町内で土砂災害被害が発生をしたところであります。消防団を中心に災害対応にあたるなど、被害が最小限に抑えることができた状況でございます。

また、集中豪雨による危険箇所につきましては、がけ崩れ等により建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれのある地域について、土砂災害警戒区域として、町内10カ所を昨年千葉県が指定をしたところでございます。

これらの水害への備えとしましては、大雨洪水警報、土砂災害警報に関する気象情報などの防災に関する情報を住民の皆さんへいち早く無線等でお知らせし、災害対策を迅速、的確に行えるよう留意しております。

また、大雨などにより住宅が浸水するなど、局地的な災害が発生したときは、がけ崩れのおそれがあるときなどは、いち早く自主避難ができるよう、避難所の開設をするなど、対応を行いたいと考えております。

まず、日ごろから土砂災害の危険箇所の定期的な見回りや、側溝などの清掃等の維持管理を行うなど、災害から被害を最小限に抑えるため、点検を行っておるところであります。今後も消防団、自主防災会等と訓練を実施するなど、連携を強化し、災害に強い町づくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

7番（小川 征君） 大雨の豪雨による災害が、いつも同じところが何カ所もあるわけですね。その辺はこれからも台風13号がまた来ますけれども、いち早く対応していただくような行動をとっていただきたいと、こう思います。

次に、先ほども回答願いましたけれども、災害はいつ来るとも、どのくらいの災害が起こるんだかわかりませんから、こちらは要望ということでお聞き願います。

昨年の暮れに、日本消防協会によります国民保護法の全国研修会が東京で開催されました。私も千葉県代表として出席しましたが、その際に、阪神・淡路震災経験についての地元の代表

者と意見交換をする場を得ましたので、当時の体験談を伺ったわけですが、その中で、我が町においても参考になる、いつかお話がありました。例えば、善意の搬送物資の中で、早急に使用できるものとできないものが混在し、仕分けのつかないことで手間取ってしまったこと。それから、避難後の消防活動をどのような連帯を持って行うかとのことで、その場その場で何もなければ想像もつかないことがあったという話の中で、特に気になったのがトイレのお話でございました。

男性はもとより、女性のトイレ利用において、毎日行列が長くトイレの前に続いたそうです。仮設トイレは設置されておりますが、その数と処理においては、とても間に合わなかったと、信じられないような話も聞きました。その中で、女性が合併症を併発して入院治療を要することも多く発生したとのことでございます。

今回の町の防災訓練においても、簡易トイレの設置訓練を含めて実施いたしました。やはり設置台数の確保が急務とは考えますが、そこで、有事の際にはいろいろな事業者、また海岸売売などの簡易トイレを借りる、町内の保有数を確保するとともに、使用計画的なものがないものか、調査検討をお願いしたいと思います。

これ以外としても町のほうでガス屋さんとか、食料品の方々と提携をしたと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 議員のご質問のとおり、仮設トイレ等につきましては、合併症を併発するということが、重要な施設であります。今後町内に所有する会社があるのかどうか、確認しまして、協定をできればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

7番（小川 征君） それでは、町の消防団活動としても、これから家庭でできる段ボールを再利用した簡易トイレの講習会も実施したいと思いますけれども、これはまだ広域市町村圏の消防の方に聞きますと、県の消防学校がまだ講習していないんだということをお聞きしましたけれども、多分これは、困いのついたもので、金額が三千幾らぐらいだと思うんですね。災害時には、仮設トイレの搬入が困難なときには、やはりこういったものを、ちょっと値段的に高いんですけどもね、幾つかを置いてもらいたいなど。

我々も、消防団員も、これからその辺を講習させていただいて、この仮設トイレ、この間組み立てをやりましたけれども、3人で大体30分足らずでございます。だから、ダンボールのトイレもそんなには時間がかからないと思いますけれども、ぜひその辺の購入を対処していただきたい。こう思っております。

それでは、次に、最近の救命機材として、先ほども課長からのご説明がございましたけれども、A E Dの講習もこの間、御宿台の皆様と、消防団も講習受けましたけれども、御宿町では学校等公共施設に配置してあるのは何台ぐらいですか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 公共施設での設置はありませんが、現在民間で4カ所、4基が設置してあるということは聞いております。

7番（小川 征君） 一応、消防署の話を知ると、あのまま心肺停止、A E Dで大分人命が助かったというお話をしております。このA E Dも毎年、年々改良されてますね。ああ、これは1台1台買うのが、大変だと思います。その中において、リース等もございますので、その辺を検討していただいて、学校施設、公共施設にはなるべく配備させていただくように、また小中学校の先生方にも、この心肺停止の講習を、消防署から教えていただいて、早急に覚えていただきたいと、こう思います。

災害の対応は、災害に戸惑わないような手はずも誘導も必要です。災害後の一日も早い復旧活動は、元気な町を取り戻すため、最優先課題だと私は思います。災害後のごみや伝染病対策など忘れがちになりますが、それこそ我が行政が先駆けて対応しなければならない課題だと考えます。町民が安心して暮らせるよう、よろしく願いいたしまして、私の一般質問を終わりにいたします。

どうも長時間にわたり、ありがとうございました。（拍手）

瀧 口 義 雄 君

議長（新井 明君） 通告順により、12番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

（12番 瀧口義雄君 登壇）

12番（瀧口義雄君） 12番、瀧口です。

議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

通告したのが4点ありますけれども、議長、議運の委員長の了解を得まして、今回1点とさせていただきます。（*平成20年9月12日付け、一般質問の内容変更通知書が提出され、議長並びに議会運営委員長が了承した。）

人は一生のうち三度何かするというときがあります。そういうときじゃないかと思ひまして、私なりに考えて、1点にさせていただきます。

岩和田漁港の整備について。

先ほども、補正のほうで、水産振興費400万円の補助がなされましたけれども、大変一次産業は疲弊しております。そういう中で、岩和田漁港の荷揚げ場の前の場所が、大変堆積してあるという中で、船の運航作業に大変支障があるということを聞いております。現況どうなっているのか、また原因がどうなのか、町はどのように把握しているのか、また今後の対策としてどのように考えているのか、説明を何う次第なんですけれども、以前たしか、予算がついて執行できなかったというような事情も聞いております。

海洋投棄ができなくなったと、これは環境保全とかそういう意味で、なかなか海洋投棄も難しくなったんでしょうけれども、じゃ、なぜそのときに対応できなかったのかと、その辺の事情も踏まえることと、確かに港というのは、潮だまりというように、潮が流れないのが港だと思うんですね。潮が流れれば、港としての機能がなくなるという中で、どうしても堆積物がたまる。

では、ほかの市町村の漁港はどう対応しているのかと。隣町のほうは、勝浦漁港も、大変堆積物があるということで、運航に支障があるということも聞いております。そういう中で、県、国の対応はどうなっているのか。町は今後、大変費用のかかるという話も聞いております。と、いって、このまま放置すれば、大変運航に支障があるということも聞いておりますので、ぜひその辺で、町のほうはどのように対応をとっていくのか。

先ほどの決算でも、19年度決算ですね、漁港整備費が5,250万円ぐらい計上されております。これは護岸とか等々、整備だと思うんですけれども、本来の堆積物の除去ですね、これについては全くできなかったという事情の中で、担当課長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、まず岩和田漁港整備の現在までの経過をご説明いたします。

平成16年度から行われております岩和田漁港の整備計画の中で、泊池のしゅんせつは計画されております。また、平成18年度に行いました深浅の測定の結果で、港内にどのようにしゅんせつ汚泥が沈殿しているかについては把握しております。

今までの港内のしゅんせつ汚泥の処理方法は、しゅんせつし、運搬船により海洋投棄するという処理方法を計画しておりました。

平成18年4月1日から、環境基準の強化により、基準に合わない汚泥の海洋投棄ができなくなり、平成19年度に行いましたしゅんせつ汚泥の底質調査を行った結果、油分と硫化物の値が海洋投棄の環境の基準値を超えていたため、しゅんせつ汚泥の海洋投棄ができなくなりま

した。

現在の事業計画は、平成22年度を最終年とする事業計画で事業を行っていくため、事業実施順に変更し、現在、東防波堤灯台の新設工事、並びに南防波堤のマイナス2.5メートルの物揚げ場新設工事、防波堤かさ上げ工事を行っています。

今後のしゅんせつ工事の方針としましては、現在の事業の中で行うか、他事業で行うか。また新しい処分方法も開発されておりますので、検討課題としております。

このしゅんせつ部分については、海洋投棄処分でなく、陸上運搬による埋め立てであれば、環境基準は満たされておりますが、しゅんせつ汚泥は水分が含まれているため、ある程度乾燥させて運搬しなければならないため、今後、できれば中山間地域総合整備事業との連携、要するに第1次産業の共有の課題という形で処理場を検討していきたいと考えております。

また、近隣の例えば川津漁港においても、本年度底質調査を行った結果、やはり環境基準からちょっと危ないという報告も受けていますので、やはり漁港を持っている市町村によっては、この環境基準の結果によっては、大きな今後の問題だという形で考えております。

12番（瀧口義雄君） わかりました。大きな課題は、漁業関係者も私たちが充分承知しております。陸揚げして普通にやれば産廃ということで、1億9,000万円とか2億円ぐらいかかるという大変な費用が見込まれるという中で、今、課長が言われましたように、中山間のほうに利用できないかという検討もしておると、また今技術が進歩して、違った形で処理できるという方法も検討されておるとのことですけれども、検討がなくなっても、なかなか難しい世の中です。早目に方向性だけを見出していただければ、漁民の方もある程度、先行き見えるんじゃないかなと思っています。2年も3年も4年もほうっておくんじゃなくて、結論を早く急いで方法を見出さないと、なかなか難しい問題ではないかなと思っています。よろしくお願ひします。

以上です。（拍手）

議長（新井 明君） 4時10分まで休憩といたします。

（午後 3時53分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時10分）

石 井 芳 清 君

議長（新井 明君） 通告順に、5番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 石井芳清君 登壇）

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

それでは、本日は4点到って町の考え方をただしてまいりたいと思います。

まず、第1点目であります。来年度予算編成方針、その基本方針、特に安心、安全に暮らせる町実現に向けて、とりわけ負担軽減をするための各課の具体的な対応についてただしたいと思います。特に、先ほど補正の中でも、原油対策、町はとっていただいたところであります。これも聞くところによると、県内最初の事例というようなことも聞いております。

そうした中で、やはり大変、ここでも先般上がったところでもありますが、大変厳しい生活状況であります。また、昨日の報道などを見ましても、アメリカの大手の銀行が破綻だということで、そういう面では、1点かじ取りを誤りますと、世界大恐慌という事態にもなりかねない事態だというような識者の報告もあるところであります。

そうした中で、そういうものをきちっと踏まえた中で、やはり着実な町政運営をしていくということが大事だろうというふうに思うわけでありませうか、いつも例えばもう少し時間が、あと1カ月ぐらいですか、先にいって編成方針出されるというふうに思うわけでありませうが、今年には町長の改選時期でもありますので、この9月議会ですね、来年度に向けての基本的な方針についてうけ賜りたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 来年度の予算編成方針ということでご質問ですが、今、議員の言葉にありましたように、通常ですと国・県の指針を受けまして、大体今ごろから11月に向けて編成方針つくって各課に示すというのが通例でございます。

ただ、今ご指摘もあつたとおり、アメリカは、リーマンブラザーズやA I G生命の状況が、かなりご指摘のとおり騒がれてまして、きのう、今日と頻繁に、地方自治体についてメールが来ております、ということでありまして、識者が言うように、100年に1回の混乱になるというような話も聞いておりますし、それもよく認識してですね、これからやっていかななくてはならないと考えております。

それはもう今後、十分注意しながらやっていかなければならないんですが、一般的にはこの地方分権の流れの中で、税源が移譲されます。町税等については、一層重要となりますし、その財源についても、税源移譲を受けたということは、それを徴収する能力がなければ、要は財源不足という状況にもなります。

そういう中で、やはり大変厳しい状況にはなっていくと、将来的には考えておりますが、そういう中で、住民の皆さんが安心できる活力ある安定した地域経営を進めるために、今までどおり、行革大綱に基づきまして、行政改革と行政コストの削減はもちろん、地域や住民の皆さんの潜在的な能力を最大限に引き出して、公と民がそれぞれの役割分担をし合しながら力を発揮できる仕組みをつくり、住民自治の強化と住民協働の促進が重要な課題であると考えます。

予算編成の方針にあたっては、既に国から経済財政改革の基本方針、骨太の方針2008が、また、来年度国会に提出が予定されております。新分権一括法案など、地方行財政に対する国・県の動向に注視するとともに、前例にとらわれない柔軟な発想で、また経営感覚の中で、受益者負担原則公平確保を念頭に限りある財源の効率的、効果的な運営をしていきたい。財政健全化の取り組みをしっかりと進めてまいりたいということと、もう1点は、とにかく税源移譲を受けた場合には、行政にとって、やはりサービスと負担の原則がありまして、町として、滞納処分について、その徴収強化について、全庁挙げて取り組んでいくというふうに考えております。

また、町長の冒頭の諸般の報告にありましたとおり、特に来年度につきましては、日西墨交流400周年の山場を迎える年になりまして、メキシコのカルデロン大統領の来町につきましても、外務省を通じ、具体的に調整が進められております。こういう大きな事業を抱えておりますので、議会を初め各種団体の皆さんのご協力をいただきながら、地域のあらゆる力を結集させて、事業を成功させたいというふうに考えております。

5番（石井芳清君） 大まかな話ということで、具体的な負担軽減については、対応という話まではいかなかったわけでありましてけれども、今のお話ですと、一番最後に述べられたのが本音かなというのを、ちょっと拝察をしていたわけでありまして、この場において、今説明も受けましたけれども、大統領が来町する可能性が高いということで、400周年、とにかくしっかりとやりたいというところなんではないでしょうか。それはそれでいいと思うんですね。非常に大きな施策でありますし、歴史、文化含めまして、やっぱり町民も大きな期待を持ってもらえる内容にすべきだというふうに思うわけですね。例えば400周年につきましても、では、本当に何というんでしょうか、一言でいえば、地に足がついた、そういう施策になっているかという、まだまだそれはそこまでいっていないのかなというふうに思うんですね。

例えば、いろいろな広報物、今は例えば封筒などにも400周年のスタンプが押されておまして、それはそれでいいと思うんですねけれども、では、すべての広告物にそういうものがあるかという、そうではないというふうに思うんですね。それから、さまざまな事業、ここで例

えば最初のあいさつのまから言葉にも、この一連の話を入れてもらうということが大事だろうと思うんですね。そうしたものがあから、例えばこの間やられた伊勢海老祭りだとか、この間の例えば観光イベントについても、非常に大きな、県の例えばPRなんかにしても、一番トップで宣伝されているわけです。ですから、非常にたくさんの方が来町されたし、多分伊勢海老なんかについても、今年は昨年を上回る売り上げが出ているんじゃないかなというふうに思います。

ですから、それは端的にそう思うんですけども、それでそのほかの事業者らについても、やはり一定の経済効果、今まで以上にあったんじゃないか、もしくはほかがかなりひどいという話を聞いています。そういうところと比べると、御宿町というのは比較的落ち込みが少なかったんじゃないかなというふうに思うわけです。そういうものが、やはり町民の元気につながるわけであります。それから、直接には町税ですよ、そういう効果も生まれると思うわけですから、そういう面では、それが中途半端で、とにかくつけ足しに終わってしまっは、どうしようもないと思うんですね。ですから、これを本当に、400周年というのが、これからも、ほかの議員の方からもご指摘があったかたと思うんですけども、本当に実のある、みんなが元気が出て、町に誇りが持てて、次につながるというふうにしていくべきだろうと思うんですね。

では、それと、具体的には福祉関係については、例えば今日一つ執行部からお話しいただいたのは、70歳から75歳までの診断ですよ、人間ドック、これについても対応してまいりたいと、これも一つあると思うんですね。

今後については、例えば後期高齢者の部分についても、近隣の市では実施したいというような話も聞いております。現実的にはそんなに多い数じゃないと思うんですね。そうしたことも住民サービスだと思うんですね。ですから、それは確かに厳しいかもわかりませんが、そういう産業の分野、教育は400周年でやられておられますけれども、そういったところに、では一方で福祉の分野ということも、全部が全部できないかもしれませんが、どれか1点の中で、まだ時間がありますから、ぜひ精査して、実現のために向けて努力していただきたいというふうに思います。

それから、先ほど地方分権の話をしましたけれども、その上にあるのが地方自治法ですね。地方自治法第1条の2項には何て書いてありますか。地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とするというふうにならわっているわけですね。これが、とにかく一番最高と申しましょうか、政策順位では一番高いというふうに思うわけでありますので、やはりそういう

面から、この趣旨をきちんと理解することが大変大事じゃないかなというふうに思います。ですから、その観点で何ができるかということが大事だというふうに思います。

それから、次、そういう観点で、ぜひ予算編成に当たっては、対応を持っていただきたいというふうに思います。これについてはいかがですか。予算編成方針について、町長名で出されるわけでありましょうから。

議長（新井 明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 国・県の動向を踏まえながら、国際的にもいろいろ今経済的な問題が騒がれておりまして、アメリカのリーマンブラザーズのような事態が起こっております。また、それがいわゆるアメリカが風邪を引けば日本もというような、そういうつながりがありますので、その辺十分見きわめて、来年の予算の編成をしっかりとやっていきたいと、このように考えております。

5番（石井芳清君） 次に移ります。

2点目として、財政健全化法施行の本町の対応について伺いたいと思います。

これは先ほど決算の中で、若干説明も受けたわけでありまして、これは大変長い文章でありますし、大変難しい言葉がたくさん出てきております。

まず、この概要と、それから町の対応について、考え方をお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 財政健全化法につきましては、先ほど報告第1号でご報告申し上げましたが、従来の地方財政再建特別措置法では、財政収支が赤字となる再建団体の基準しかございませんで、今回の財政健全化法の中では、今までは早期是正措置でできなかったことを改善するということと、これについて、議会に報告し、住民に公表するという、透明性の確保が求められております。こういうことで、公営企業を含めた財政運営状況についても、また先ほどの5つの指標について、毎年9月までに報告して、住民に公表するというのが定められてまして、早期に、再建になればいいんですけれども、チェックして、外部監査も得ながら改善していくという法律でございます。

町では、現状では先ほどご説明したとおり、まだ早期というような状況ではありませんが、今後、大きな行政課題を抱えたときに、平成23年までには公債費がピークを迎えるという状況もありますので、その辺に充分注意しながら、健全財政を維持していきたいということと、あとは公表について、やはり情報公開の徹底が求められておりますので、決算の内容を分析、各財政指標とあわせて、今後また本席等で皆さんにお知らせしていきたいというふうに考えて

おります。

5番(石井芳清君) この健全化法であります、今説明あったとおりに、透明性を高めるというわけですが、財政状況については、もう100%公開するというような内容だというふうに思うんですね。ただ、この数字についても、ただ再建団体、長いからいいとか悪いとかということじゃなくて、この数値を使いながら、どういう町づくりをしていくのかということが大事だと思うんですね。そういう面では、これは非常に長い間、ここで細かくやるわけにもいきませんし、大変大事な内容だと思いますので、これについて、やはり議会のほうも、例えば今日、決算になったわけですが、決算状況、いわゆる決算統計というものがあるわけですが、これが通常ですと、7月中にはこれが作成を終えて、我々も含めて提案できる状況になっている。要するに国・県に報告されるというわけですが、これ事務的に大変今回おくれたというような話を聞きます。ほかの市町村でも、この健全化法そのものをまず勉強するのが手いっぱいだったというような報告も聞いています。

ですから、この健全化法が何を意味しているのかと、我々はこれをどう利用していかなくちゃいけないのかということは、これからの課題だというふうに思うんですね。そういう面では、これは議長にお願いしたいというふうに思うわけですが、これぜひ議員も執行部の皆さんも含めて、学習会というか、勉強をする場をぜひ持っていただきたいというふうに思います。

それから、今日ここで決算、例えばすべて、今日手には持ったわけですが、これをもうほとんど同時に、町民に公開されるわけですよ。町が公開しなくても、もう総務省で公開するわけですよ。何が言いたいかと申しますと、では、この数字がどういうものかということ、やはりきちんと町民の皆さんにも理解してもらわなくちゃいけない。特に御宿町は、町長が協働の町づくりということを提唱されております。大変だからやってくれということでは、これは余りにもお粗末だというふうに思うんですね。やはり町の財政状況はこうなっていますよということが、やっぱり町民の皆さんに理解していただきながら、いろんな町づくりの施策にも参加していただくという、この両面が大切だろうと思うんです。

一つは、情報公開ですが、ただ単にこれをそのまま公開するというのが情報公開だとは、私は思いません。やはりこれが本当に町民に、我々だってよくわからないわけです。やっぱり町民の皆さんだれしもわかるように、これをわかりやすく表現して出すということが大事だと思うんですね。例えばニセコ町などは、予算書がこんなに厚くて、ちょっと持ってきておりませんけれども、絵も入って、それは中学校の社会科か何かでも使えるような、そういう教材にも使っているんだそうですね。そういうふうにして、だれでも町の状況がよくわかる。ニセコ

は予算ですけれども、今回決算がこういう形になったわけですから、だから公表についても、町はそれをきちんと町民だれでもわかるような形で公表してほしい。

それから、もう一つは、ぜひ協働の町づくりを進める上でも、たしか町民大学とかいうのやっていたんですけど。名前ちょっと違うかもわかりませんが、そういう中で、この財政についても、町民の皆さんも含めて、ぜひそういう場を持っていただくことが大事じゃないか。要するに住民自治を高めるということも大事だろうし、これは公民館活動そのものでもうたわれている内容だと思いますので、ぜひそういう形でやっていただきたいというふうに思うんですね。そうしませんと、何か情報だけひとり歩いていて、もうこれは御宿町つぶれちゃうんじゃないかと、何かやってくれと言っても、金がない、金がない。というような話もあるわけですから、では本当は今の町の状況はどうなっているのか。どう推移していくのかも含めまして、せっかくこうやって健全化法の中で、さまざまな、要するに財政健全化法は、すべて公開されるというわけですから、それがちゃんと町民の皆さんのものになるという形をとっていく必要があるかと思いますが、それについて伺いをしたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 議員がおっしゃるように、町民の皆さんに公開の方法を検討したいということと、教育委員会が開催する町民公開講座の中でそれができるかどうかを検討したいというように考えております。

5番（石井芳清君） 次に移ります。

地球温暖化対策について伺います。

もうテレビ、新聞などで、今年もう当初から、地球温暖化、大きくクローズアップされております。この間サミットも行われたわけでありまして、数値化ということにはならなかったようであります。

しかしながら、これは大変大事な課題でありまして、それは大きなところも必要なわけでありまして、やはり私たちの生活一つ一つからこの問題きちんととらえて、具現化していく必要があるだろうと思います。特に自治体においても、温暖化対策の実行計画というのが求められているというふうに聞いております。ところが、現段階では、市町村53%しか策定が終わっていないということで、環境省の報告書を見ますと、その一つに御宿町も入っていたというふうに理解をしておりますが、これについても、総務省の簡単なマニュアルですね、こういったものも作成して、策定を呼びかけているというふうに理解をしております。

これならいいというのはあろうかと思いますが、また、対策もまたさらに充実させていくこと

も可能だというふうに思いますので、町として、これについてどう考えておられるか、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 地球温暖化対策推進に関する法律には、地方公共団体の実行計画は、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関しまして、期限は定めておりませんが、策定をすることになっております。

現在、この20年の6月現在ということですが、県内市町村の策定状況は27市です。郡内で作成している市町村はありません。近くで作成している市町村の例としましては、平成19年の4月に茂原市が策定をしていると聞いております。

いずれにいたしましても、今後早急に取り組んでいかなければならない課題であろうというふうには認識しております。

5番（石井芳清君） 具体的にはいつごろから作業を始めるのでしょうか。

それとあと、計画がなくても、具体的には幾つか、既に温暖化ということで、いろんな努力はされていると思うんですが、そうした事例等というのは把握されておるのでしょうか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 省資源、省エネルギーの観点からいきますと、リサイクルや再利用、あとはエネルギー節約型の電化製品への切りかえとか、公共交通機関の利用とかいうものがございます。

また、御宿町は東京電力と協力しまして、CO₂家計簿というものをインターネットで出しております。このCO₂家計簿というのは、毎月のエネルギーの使用量と支払額と、そこに記入しますと、CO₂の削減、また生活の無駄をチェックするということで、地球の温暖化防止にも役立つような環境家計簿ということで、インターネットで配信しております。

また、町では、公民館のほうで、ゴーヤですけれども、グリーンカーテンを設けているということで、特に午後からは、室温の軽減に一定の効果があったというお話を聞いています。また、そういうものを公民館に設置したということで、利用者に対しまして温暖化対策の啓発もできているのかなというふうには思います。

計画の作成時期ということでございますけれども、公共機関、これは本庁舎だけでなく、学校、病院、公共施設については、全部が該当になっているということでございます。近々にそういう計画を始めていきたいというふうには考えております。

5番（石井芳清君） はい、わかりました。

大切なことでありまして、町民に協力を呼びかけるにしても、やはり行政機関がそうしたものをきちんと計画を持ってやるということが大事だろうと思いますので、なかなかたくさんの仕事があって、やられるわけでありまして、大変だと思いますが、ぜひ早急に早い時期に計画が策定されるよう、お願いをしたいというふうに思います。

次、4点目ではありますが、公聴制度の充実についてお伺いいたします。

財政が厳しい今こそ、町民の声を反映する制度が必要だというふうに考えています。特にこれからは、財源が有限といいましょうか。限りあるというか、大体この間も一般会計、ほぼ横ばいの状況から少し右下がりにぐらいですかね、そんなような状況で、現実的には決算も推移しているというふうに聞いておりますので、新たな財源というよりも、やはり政策順位をどう決めていくかということが、現実的には課題になるのかなと。今日なども、例えば保育園の耐震化についてどうなのかと私質問をいたしましたけれども、では、一方で福祉どうなのかということもあろうかと思えます。そういうものを決めていくという手法というのはたくさんあろうかというふうに思います。既にこの間、御宿町のさまざまな仕事というふうにも理解をしております。

ただ、内規では持っておられるんでしょうけれども、例えば今メールで、いつでも町民の声をという形で打っているわけでありましてけれども、では、それは町民の声はどう処理されるのかというのは、町民側はわからないわけですよ。ですから、例えばここにも書いていましたけれども、知事への手紙なども、そのホームページには、知事への手紙はこのように処理をしますよというふうに明示されているわけです。ですから、そういうことも大事じゃないかなと思うんですね。そういうことも含めまして、今メールですけれども、あと電話もやっているでしょうし、あと御宿町は例えば、そういう町長への手紙みたいな制度はどうなんでしょうか。

それからもう一つ、近隣の市でも先般やられたように聞いていますけれども、やっぱり町長は、執行部と直接住民に出向いて、やはり町民の声をじかに聞くということも大変大事じゃないかなというふうに思います。合併のときには、たしか4町破綻になったときに、我々が町長にぜひ説明もというような話もしましたが、議会として、そのときは全員で公民館で、議長のほうから説明会を行ったというような経過もあるわけでありまして。議会もそのようにして努力をしているわけでありまして、町長自身としても、ぜひそういう形で、区に出向いて、直接住民の声を聞く。また執行部の皆さんも一緒に聞く。簡単なことは、もうそこで解決しちゃおうと思うんですね。そういうことも多いと思うんです。提案になる場合もあろうかと思えますけれども、ただやはりそういう姿勢を見せるということが大変大事でありまして、我々も町民の

皆さんからの声をお届けしますし、町長自身も町民からこういう形で予算を、または計画をつくっていくんだよという裏づけにもなるかというふうに思います。そういう面で、今後公聴制度をどう充実していくのか。執行部にただしていきたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 公聴制度についてのご質問であります。町では、公聴事案処理要領を定めておまして、住民からの要望、苦情などは原則として総務課が窓口となって、課名、係を指定したもの、また直接担当課窓口で受けたものについては、担当課で対応することとしております。

処理にあたりましては、総務課において町民相談カードを作成し、受付日時、内容、処理方法、処理経過、結果を明らかにするようしております。具体的には、町民相談カードを作成し、町民相談処理カード、公聴事案処理依頼書を添えて担当課に処理を依頼することとしております。担当課は回答案を作成し、公聴事案回答書を総務課へ提出いたします。必要に応じて町長へ報告するということとしております。

また、担当課で直接住民から要望、苦情、提案等を受けた場合は、担当課の職員が町民相談カードを作成し、回答内容、処理方法を起案し、担当課長の決裁を受け、町民に回答することとしてございます。

今年度におきましては、これまで3件のそうした要望、苦情等が寄せられております。

このほか、町ホームページでも、御宿町への意見、要望、提案等を受け付けておるわけであり。この場合は、住民からのものもありますが、受け付けの方法の性質上、町外の方からのものが多く、例えば今後御宿町への移住を考えている方からの相談など10件が寄せられておるところであります。

インターネットの場合には、匿名のものも多く、一方的、個人的な意見もあり、メールのみのやりとりといった結果になりますが、お答えできる範囲での回答は行っております。

議会議員の皆様からのご意見のほか、区長会等、区役員会議も住民の声を反映させる方法として機能してございます。

また、町でさまざまな計画を作成してございますが、そうした場合におきましては、策定のための会を立ち上げ、数回にわたってご意見をお聞きする場を設けております。

これまで、町ではパブリックコメント制度の導入など、住民の皆さんのご意見を行政に取り入れる手法を進めておりますが、第5次行政改革大綱実施計画においても記載しておりますが、今後は、町全体の重要な計画の策定等にあたっては、行政懇談会などの開催につきましても検

討してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

5番（石井芳清君） 一つは、今述べていただきましたフローですね、どう処理をされるのかということ、あるいは町民の皆さんにきちっとわかるように明示する必要があるというふうに思うんですね。それについてはどう考えますか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 広報を通じてこの周知を図ってまいりたい。

町民相談について相談しやすいように、定期的に周知に努めてまいります。

5番（石井芳清君） はい、わかりました。

町長、どうでしょうか、町政懇談会などの、そういう特別じゃなくて、恒常的にやるということはどうでしょうか。年に1回とか、4年に1回とかって、それはあるんでしょうけれども。

議長（新井 明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 事案があれば、機を逸しないようにしていきたいと思えますし、定期的にできればいいかなと、そのようにも考えております。

5番（石井芳清君） ぜひ町民の皆さんの声を真摯に受けとめて、町政運営を執行していただきたいというふうに思います。

以上で一般質問を終わります。（拍手）

閉会の宣告

議長（新井 明君） 以上で、本定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成20年第3回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では、平成19年度の健全化判断比率、資金不足比率の報告をさせていただくとともに、御宿町普通会計及び企業会計の決算の認定を初め、各補正予算など16議案についてご審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれも承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

本定例会で議員各位のご意見、ご要望等につきましては、十分に尊重し、検討して、町政各般にわたり、住民生活の向上、発展に寄与し、町政の運営に遺漏のないよう、慎重を期してまいる所存でございます。

9月に入り、寒暖の差が激しい日が続いておりますが、議員の皆様方におかれましては、健康には充分ご留意され、これからもご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（新井 明君） どうもありがとうございました。

議員各位には、慎重審議をいただき、また議会運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚くお礼申し上げます。

以上で、平成20年御宿町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時45分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年12月1日

議 長 新 井 明

署 名 議 員 瀧 口 義 雄

署 名 議 員 松 崎 啓 二